

トラック運送事業者のための

平成17年4月1日全面施行

個人情報保護法ハンドブック

〔監修〕国土交通省自動車交通局貨物課



社団法人

全日本トラック協会

日本路線トラック連盟

個人情報保護法の成立後、個人情報の漏えい、紛失事故が相次いでいます。

企業自らも公表、メディアも積極的に取り上げているためですが、実は、従来も多数発生しており、冰山が全貌を現し始めたと考えられます。

個人情報漏えいの企業経営へのインパクトは甚大です。

事故賠償額は予想以上に大きく、また、個人情報漏えいは、「反社会的行為」との認識が強く、企業ダメージは計り知れません。輸送途中の事故等による個人情報漏えいは、荷主企業の信頼を失うという形で、委託を受けているトラック運送事業者にも影響を及ぼします。

転ばぬ先の杖、リスク管理体制の構築が急がれます！

目 次

I 「個人情報」これだけは知っておきたい知識編

1. 個人情報保護法ってどんなもの？ 2
2. 個人情報とは何を指すのだろうか？ 3
3. 個人情報取扱事業者に該当する企業は？ 5
4. 個人情報取扱事業者には7つの義務があります 6
5. 個人情報取扱事業者に該当しなければ、関係がない？ 8

II 「7つの義務と対策」確実な対策を行う取り組みステップ編

1. トラック運送事業者では、どのような対策が必要なのでしょうか？ 9
2. どのようなステップを踏めばよいのでしょうか？ 12
3. JISQ15001に則った対策への取り組み例 13
4. プライバシーマークの紹介 17
5. トラック運送事業者の対策Q&A 18

III 対策に必要な書式見本

1. 個人情報保護方針の例 19
2. 個人情報保護基本規程の例 20
3. 秘密保持契約書(覚書) 23
4. 従業員の秘密保持誓約書 25
5. 個人情報管理台帳の例 26
6. 引越の見積書への明示例 27

IV 個人情報保護に関する参考資料

1. 個人情報保護法 28
2. 個人情報保護施行令 34
3. 国土交通省ガイドライン 35

I 「個人情報」これだけは知っておきたい知識編

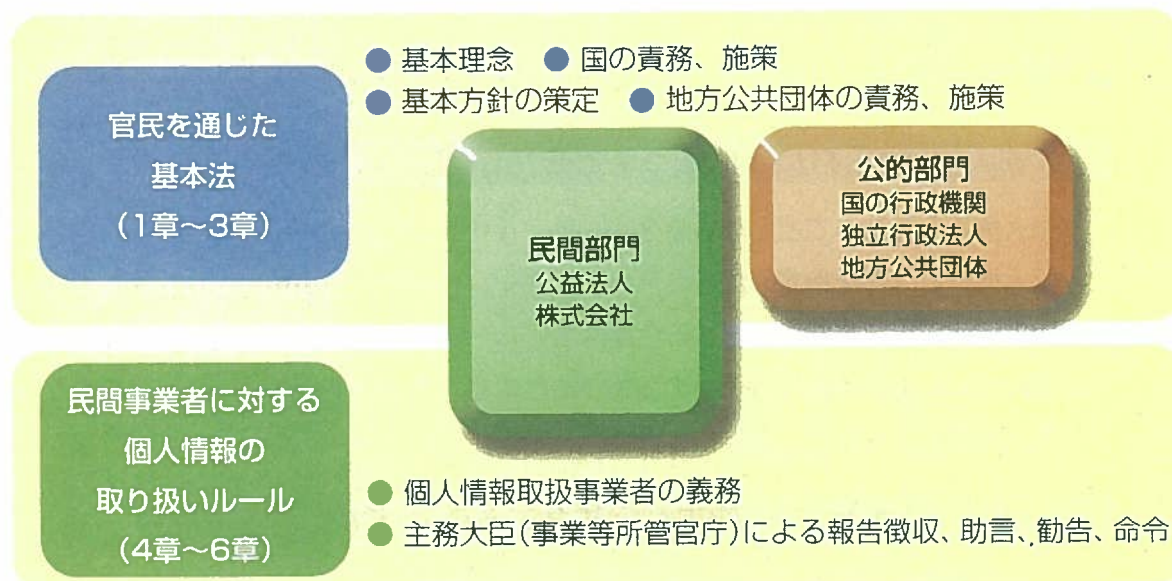
1. 個人情報保護法ってどんなもの？

目的は

この法律は、個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的としています。

体系は

この法律は、公的部門と民間部門の双方を対象とした基本法の部分と、民間の事業者に対する個人情報取り扱いルール的一般法の部分から構成されています。



個人情報保護法はなぜ必要？

近年のIT化の進展に伴い、企業における個人情報の価値の増大や集積量、利用範囲はますます広がっています。こうした個人情報の取り扱いは、今後も拡大していくと予想されますが、個人情報は、いったん誤った取り扱いをされると、個人に取り返しのつかない被害を及ぼす恐れがあります。実際、操作ミス、悪意の利用者による情報漏えい、売買等、“情報”に対する脅威も深刻化してきています。

トラック運送事業でも、情報のネットワーク化、取扱情報の大量化が進展していることはもちろんのこと、配送のために氏名、住所、電話番号に代表されるような個人情報が不可欠となるため、これら“情報”に脅威が及ばないよう個人情報保護に関する管理体制に取り組んでいくことが求められます。

このため、IT社会の個人情報を安全に保つための制度的基盤として、平成15年5月に「個人情報の保護に関する法律」が制定されました。

この法律における民間の事業者(個人情報取扱事業者)の義務は、平成17年4月1日から施行されます。

ガイドラインができている

国土交通省では、この法律に基づいて、平成16年12月に、「国土交通省所管分野における個人情報保護に関するガイドライン」を定めています。トラック運送事業者は、個人情報保護法と同時に、このガイドラインについても遵守しなければなりません。

2. 個人情報とは何を指すのだろうか？

個人情報

「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるものをいいます。画像や音声、特定の個人を識別できるメールアドレス情報も対象として捉えられています。

氏名、性別、生年月日がその典型例ですが、個人の身体、財産、会社における職位、身分などの属性に関する情報でも、氏名等と一体となって特定の個人を識別できるものであれば「個人情報」に当たります。

また、それだけでは特定の個人を識別できなくても、他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができる場合も個人情報に当たります。

【例】

トラック運送事業の固有の個人情報

- ・引越の申込書
(氏名、電話番号、住所の他、家族構成、部屋の間取り、転居先などの情報が記載されているケースが多く、個人情報に当たります。)
- ・特別積合せ運送や宅配便等の原票控え片、受領片(氏名、住所、電話番号等の個人情報を含む。)
- ・運転者台帳(性別や運転免許証のコピー等の個人情報を含む。)
- ・トランクルームの預かり書、保管明細書(個人の寄託した貨物等の個人情報を含む。)
- ・通販、百貨店等の荷主から配送委託された個人宛送付先

従業員の情報

- ・企業が持っている従業員の人事や給与、社会保険などの台帳などは、個人の氏名、性別、生年月日、その他にも所得や役職、評価、家族構成など多くの情報を含んでいます。どの企業にも当てはまる個人情報となります。

顧客の情報

- ・荷主企業のリストや名簿に、企業の住所、組織、電話番号の他に、担当者の氏名が載っていれば個人情報となります。
また、頂いた名刺自体も個人情報です。

個人データ

個人データとは、個人情報をコンピュータなどを用いて検索することができる体系的に構成されたものをいいます。

帳票や申込書などの紙の情報を五十音順、生年月日順、住所別など一定のルールで整理、容易に検索できるようにしているものも含まれます。

また、いくつかの個人データが集まった全体のものを個人情報データベース等といいます。

【例】

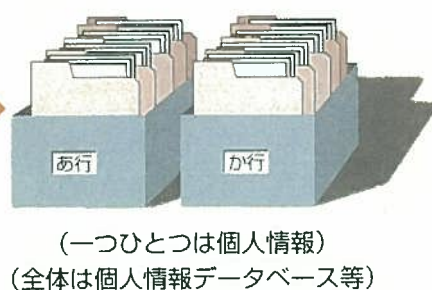
五十音順などに引越の 申込書を分類したもの

- ・ 個人情報を含む引越申込書を、五十音順など分類して容易に検索できるようにしたものが、個人情報データベース等となります。

申込書が未分類のもの



申込書を五十音順に分類したもの



保有個人データ

保有個人データとは、個人データの中でも特に、次に示しています「個人情報取扱事業者」が、開示や内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止を行うことのできる権限を有する個人データをいいます。また、次のものは保有個人データに含まれません。

● 保有個人データに含まれないもの

- ・ 6ヶ月以内に消去するもの（国土交通省所管分野における個人情報保護に関するガイドラインによる）。
- ・ 個人情報取扱事業者が持っている個人データであっても、第三者から提供を受けたもので、開示、内容の訂正などを行える権限がないもの。

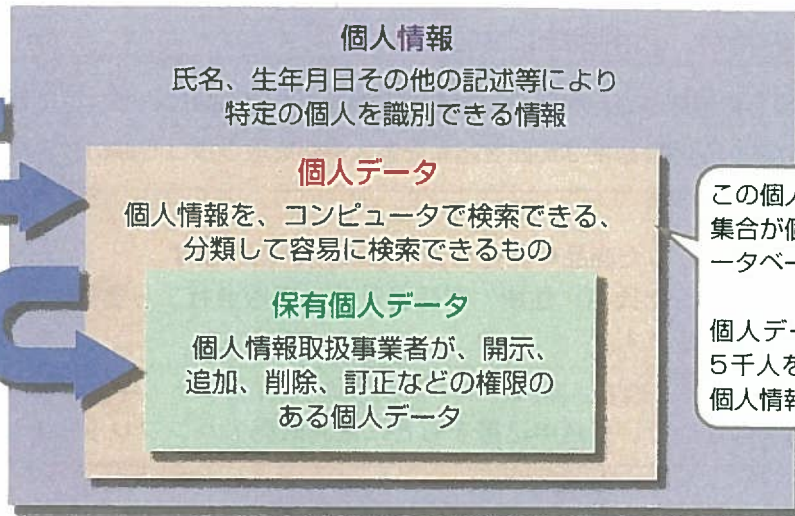
【例】

- ・ 名刺は個人情報ですが、分類整理され、他の人も事業に利用できる状態であれば保有個人データです。
- ・ 自社で作成した荷主企業名簿は、担当者等の氏名も併記されていれば個人情報です。さらに名簿ですので一定の分類がされていると考えられますので、保有個人データに当たります。
- ・ 「荷主企業から、配送を行うための氏名、住所、家族構成等の個人情報を含む送付先データを渡された。」これは、その情報の開示、内容の訂正などを行える権限がトラック運送事業者にないため、保有個人データには含まれません。

個人情報等の概念

個人情報を分類して
検索できるようにした

自社で、訂正、追加、
削除などができる
個人データ



この個人データの
集合が個人情報デ
ータベース等

個人データ数が、
5千人を超えると
個人情報取扱事業者

3. 個人情報取扱事業者に該当する企業は？

同法で定められた義務を負う対象を個人情報取扱事業者と呼びます。これに該当するのは、どのような企業なのでしょうか。

この法律では、5千人を超える個人データをコンピュータなどを用いて検索することができるよう体系的に構成した「個人情報データベース等」を事業に利用している事業者を指します。

時期によって個人データの件数は異なっていると思われますが、過去6ヶ月以内のいずれかの日に、個人情報によって識別される特定の個人の数合計が5千人を超えている場合には、個人情報取扱事業者に該当します。



【例】

- ・電話帳など他人の作成に係る個人情報データベース等から氏名、住所、電話番号を得て事業に利用した場合、これも個人データですが、特に編集や加工をしていなければ、個人情報取扱事業者の条件である5千人の数から除かれます。
- ・同じ人の名刺が2枚あっても、1人で数えます。
- ・個人情報取扱事業者に該当するからといって、特に届け出や申請は必要ありません。

4. 個人情報取扱事業者には7つの義務があります

1 利用目的の特定、利用目的による制限

- 個人情報を取り扱うに当たって、利用目的をできるかぎり特定しなければなりません。
- 特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱ってははいけません。

特定している例

- ・ お客様からお預かりした商品の発送のために利用いたします。
- ・ ご記入いただきました氏名、住所、電話番号は、通販会社より委託されたカタログ通販のご案内先として利用いたします。

目的外の利用の例

- ・ 本人の同意を得ないで、引越申込書をもとに家具販売のパンフレットを送付した。

2 適正な取得、取得に際しての利用目的の通知、公表

- 偽り、その他不正な手段によって個人情報を取得してはいけません。
- 個人情報を取得したときは、本人に速やかに利用目的を通知又は公表しなければなりません。また、本人から直接書面で取得する場合には、あらかじめ本人に利用目的を明示しなければなりません。

明示している例

- ・ 申し込み時に入力いただく個人情報は、引越のお見積りに必要な範囲内でのみ利用（業務委託先への開示を含む。）します。お客さまへの同意なしに第三者へ開示・提供することはありません。（ホームページであらかじめ利用目的を公表している例）
- ・ 当見積書に記載されたお客様の情報（個人情報）は引越業務以外には使用致しません。（全日本トラック協会「標準見積書様式」の例）

3 正確性の確保

- 利用目的の達成に必要な範囲で、個人データを正確かつ最新の内容に保つよう努めなければなりません。
- ・ 個人情報データベース等に収まった個人データの内容は、一律に、常に最新にする必要はなく、それぞれの利用目的に応じて、その範囲内で対応すればよいとされています。
- ・ 体系的に分類されていない個人情報では、正確性の確保の義務はありません。

4 安全管理措置

- 個人データの漏えいや滅失を防ぐために、必要かつ適切な安全管理措置をとらなければなりません。
- 安全に個人データを管理するために、派遣社員等を含む全従業員に対し必要かつ適切な教育、監督を行わなければなりません。
- 個人データの取り扱いについて委託する場合、委託先に対し必要かつ適切な監督を行わなければなりません。
- ・ 個人データの保護を目的とした、組織体制や規定、手順書等の整備・運用が必要です。
- ・ パート、アルバイトを含む従業員に対しては、従業員教育を行うほか、雇用契約書に機密保持に関する事項を盛り込みます。利用運送では、委託先への個人情報の預託が生じる場合に、個人情報保護に関する内容を盛り込んだ契約書を交わすことも挙げられます。

5 第三者提供の制限

- あらかじめ本人の同意を得ないで、他の事業者など第三者に個人データを提供してはなりません。
- あらかじめ、第三者への提供を利用目的とすること、提供する個人データの項目や手段等を本人に通知しているときは、本人の同意を得ずに第三者に提供することが可能です。ただし、本人の求めに応じて第三者提供を停止することが必要です。
- 業務委託の場合、会社の合併等の場合、一定の事項の通知等を行い特定の者と共同利用する場合は第三者提供とみなされません。

・委託先に個人情報を含む配送先データを渡すことは、個人データの第三者提供には当たりません。委託先の監督義務が生じます。

6 保有個人データの開示、訂正、利用停止等

- 保有個人データの利用目的、開示等に必要な手続き、苦情の申し出先等について、本人の知り得る状態にしておくなければなりません。
- 本人の求めに応じて、保有個人データを開示しなければなりません。
- 保有個人データの内容に誤りがあるときは、本人からの求めに応じて、訂正等を行わなければなりません。
- 保有個人データを義務に違反して取り扱っているときは、本人からの求めに応じて、利用の停止等を行わなければなりません。

・問い合わせ窓口を設け、店舗やパンフレット、ホームページ上に掲載することが挙げられます。
・荷主企業から預託された個人情報は、保有個人データには含まれませんので、データの開示、訂正、利用停止の義務は生じません。

7 苦情の処理

- 本人から苦情などの申し出があった場合は、適切かつ迅速な処理に努めなければなりません。
- 本人からの苦情を、適切かつ迅速に処理するため、苦情受付窓口の設置、苦情処理手順の策定等、必要な体制を整備しなければなりません。

この法律に違反すると

個人情報取扱事業者が義務規定に違反し、不適切な個人情報の取り扱いを行っている場合には、事業を所管する主務大臣（国土交通大臣）が、必要に応じて、事業者に対し勧告、命令等の措置をとることができます。もし、事業者が命令に従わなかった場合には、罰則の対象になります。

6月以下の懲役、又は30万円以下の罰金

5. 個人情報取扱事業者に該当しなければ、関係がない？

トラック運送事業者みずからが、個人情報取扱事業者に該当する多くの個人情報（5千人超）を持っているならば、同法は無縁のことなのでしょう。

例えば、荷主企業から配送を引き受けた貨物が個人情報を含む場合、荷主から配送委託に伴って預託された送付先データが個人情報を含む場合などが多いと思われます。この場合に、トラック運送事業者の輸送途中などに紛失、流出等の事故が起きると、本人からの直接的な責任は荷主企業が負うこととなりますが、トラック運送事業者についても荷主企業への責任が生じます。

また、荷主企業も、個人情報を含む貨物の配送委託を行う場合や、個人情報を含む送付先データを預託する場合、委託先に対し必要かつ適切な監督を行わなければなりませんので、**個人情報の保護に関する管理体制をしっかりと構築していることがトラック運送事業者選択の条件になってくることも予想されます。**

このように、自社が個人情報取扱事業者にあたなくても、関係のない法律とはいえません。

なお、「国土交通省所管分野における個人情報保護に関するガイドライン」では、個人情報を取り扱う事業者は、「個人情報取扱事業者」に該当しない場合でも、適正な個人情報の取り扱いの確保に努めることが定められています。



義務を怠った場合の罰金自体は30万円と多額ではないように思われますが、個人情報保護に関する管理体制を構築せず、何らかの問題が生じたり、情報漏えいや紛失などの事故が起きた場合、損害賠償責任が生じることもあり得ます。

そして、なによりも事業者のイメージダウンや信頼の失墜を招き、企業経営への影響は計り知れないものがあります。

転ばぬ先の杖、個人情報保護法に対応したリスク管理体制の構築が急がれます！

法とガイドラインに則った対策を実施しましょう。プライバシーマークやISMS認証の取得も一つの方法です。

プライバシーマーク：

個人情報の取り扱いについて、適切な保護措置を講じる体制を整備している事業者に対して認定が付与される制度。日本情報処理開発協会が実施運用している（P17参照）。

ISMS認証基準：

個人情報を含む情報資産全体のセキュリティ規格で、日本情報処理開発協会が公表している（P12参照）。

Ⅱ 「7つの義務と対策」 確実な対策を行う取り組みステップ編

1. トラック運送事業者では、どのような対策が必要なのでしょうか？

個人情報取扱事業者に該当するトラック運送事業者では「個人情報保護法」と「国土交通省所管分野における個人情報保護法に関するガイドライン」に則った対策が必要です。

まずは、自社が「個人情報取扱事業者」に該当するかどうか、確認してください。(P5参照)

同法による個人情報取扱事業者に該当する場合、7つの義務を負うと定められていますので、これらの義務が果たせるような取り組みが必要となってきます。

義務① 利用目的の特定、利用目的による制限

対策 ● 個人情報を扱う場合、どのような目的で利用するのかを特定する。

利用目的に照らして、必要以上の個人情報は集めない、廃棄することが基本。

- 自社で保有している個人情報を洗い出し個人情報管理台帳で整理、管理する。(P26見本参照)

- ・ トラック運送事業者が洗い出すべき個人情報の例：

引越申込書、宅配等の伝票控え片、受領片、トランクルームの預かり書、保管明細書、荷主から配送委託された個人宛送付先、従業員の給与台帳、運転者台帳などが該当する。

- 宅配、引越などの業務で入手した個人情報は、その目的以外には利用しない。

- ・ 目的外の利用例

引越申込書の個人情報をもとに、本人に無断で家具販売のパンフレットを送付した。

義務② 適正な取得、取得に際しての利用目的の通知、公表

対策 ● 営業のダイレクトメール等を送付する場合は、出所の明らかな名簿を利用する。

- 個人情報を本人から直接書面で取得する場合には、あらかじめ本人に利用目的を明示する。

- ・ 利用目的の明示例1：

「当見積書に記載されたお客様の情報(個人情報)は引越業務以外には使用致しません。」と見積書に記載する。(P27見本参照)

- ・ 利用目的の明示例2：

「ご記入いただきました氏名、住所、電話番号は、通販会社より委託されたカタログ通販のご案内先として利用いたします。」と申込書に記載する。

- ホームページなどを用いて申し込みを受け付ける場合は、送信ボタンをクリックする前に利用目的が本人の目にとまるようにする。利用者がわかりにくいような表記ではいけない。

- ・ ホームページでの明示例：

「申し込み時に入力いただく個人情報は、引越のお見積もりに必要な範囲内(業務委託先への開示を含む。)でのみ利用します。お客さまへの同意なしに第三者へ開示・提供することはありません。」(P27見本参照)

- 個人情報を取得した場合で利用目的を公表していないときは、速やかに利用目的を本人に通知・公表する。

- ただし、利用目的が明らかに特定できる場合は、利用目的を記載しなくてもよいが、無断で利用目的以外には使用しない旨の記載は必要である。

義務③ 正確性の確保

対策 ● 引越申込書や宅配の送り状などトラック運送事業者が開示、追加、削除、訂正などの権限のある個人データについては、正確性を確保するため、記入の際に本人に良く確認してもらう。

義務④ 安全管理措置

対策【基本行動】

- 個人情報はロッカーや箱に入れて施錠管理する。
- 個人情報を増やさない。紙複写、データコピーしない。
- 不要になった個人情報はすみやかに処分する。
- 宅配便の輸送時などにおいて従業員が携帯電話から個人宅に電話した場合、終了後に履歴を削除する。

【組織的、人的対策】

- 個人情報保護方針を定める。(P19見本参照)
- 個人情報を保護するために以下の基本事項を文書化する。(P20見本参照)
 - ・従業員の役割、責任を職務分掌、服務規程
 - ・個人情報保護に関する責任者の任命
 - ・従業員が業務を通じて適切に個人情報を取り扱っていることについて
 - ①確認するための仕組みづくり(監査体制)
 - ②適切に取り扱っていることを立証するための記録作成
 - ・規定の違反や事故が発生した場合、責任者への報告、違反・事故の内容、原因調査を行うなど
- 情報の重要度や業務要件から、その管理レベルを設定するとともに、管理レベルに応じた管理方法を定める。
- 個人情報を保護するために以下の管理体制を整える。
 - ・取り扱い状況を定期的に監査する。
 - ・監査の実施結果を経営者に報告する。
 - ・安全、管理措置を見直し、改善する(後述のPDCAサイクルの導入)。
 - ・評価基準を持つ第三者による評価を受ける。
 - ・JISQ15001(個人情報保護の基準を定めたJIS規格の名称、後述)に則った対策をとる。
 - ・プライバシーマークを取得する。
- 委託先での個人情報の取り扱いが適切であることが確認、監督できる仕組みをつくる。
- 個人情報取扱い台帳を整備する。
- ホームページ、パンフレット、店頭などに個人情報保護方針を掲げ社内外の人が容易に知り得る状態にする。
- 委託先などとの間で個人情報に関する機密保持契約を締結する。(P23見本参照)
- 従業員と機密保持に関する契約や覚え書きを取り交わす。一次的なアルバイト作業員などを採用する場合にも覚え書きを交わす。(P25見本参照)
- 従業員に個人情報の重要性や業務における従業員の役割などを教育する。

【拠点对策】

- 個人情報を取り扱う業務の場所を決め、情報を集散させない。
- 個人データを取り扱う業務を行う場所(事務所)では、入退室管理、施錠管理を励行する。
- 業務終了後、個人情報書類を机の上に放置しない。
- 外部からの来訪者が、無断で事務所内に立ち入れないレイアウトにする。
- 来訪者が事務所内に入るときは従業員が同行する。
- コンピュータが物理的に盗難されないよう対策する。
- 災害(漏水、停電、火災)などからコンピュータを保護する。

対策 【情報システム対策】

- 情報システム利用者に固有のユーザーIDを割り振る。
- 不要になったユーザーIDは直ちに削除する。
- パスワードを設定する、定期的に変更する。
- 個人データを含む情報システム上のデータを定期的にバックアップする。
- コンピュータウイルス対策ソフトを導入する。
- 休憩中、業務終了後など席を離れる場合には、端末の電源をオフにする、パスワード付きのスクリーンセーバーによって画面が見られないようにする。
- コンピュータ本体を廃棄する場合や他部門に移設する場合には、専用ソフトでハードディスクを整理、消去する。
- 紙、FD、CDなどに記録された個人情報を廃棄する場合は溶解・破砕処分する。
- インターネットと社内ネットワークとの接続にファイアーウォールを設定する。
- 不正アクセスセキュリティ対策をとる。
- ウェブサーバー上に顧客情報などの重要な情報を置かない。
- 情報システム開発をするときの動作確認をするときには、実際の個人情報を利用しない。
- 情報システムの開発、保守要員への個人データへのアクセス権限は慎重に行う。
- 電子化された個人情報を運搬したりインターネット経由で送信する場合、データを暗号化する。
- アクセスログを十分な期間にわたって保管する。

義務⑤ 第三者提供の制限

- 対策** ● 委託先に個人情報を含むデータを渡すことは第三者提供には該当しないが、その場合は委託先を監督する。

義務⑥ 開示、訂正、利用停止等

- 対策** ● 保有個人データの開示に応じられるよう、問い合わせ窓口を設ける。
- 上記の窓口は店舗やパンフレット、ホームページ上に掲載する。
 - 荷主から預託された個人情報について開示・訂正・利用停止を本人から求められた場合は、速やかに荷主に連絡する（自社の保有個人データではないので、開示・訂正・利用停止を行えない。）。

義務⑦ 苦情の処理

- 対策** ● 苦情が発生した場合に適切かつ迅速に処理できるよう、苦情受け付け窓口を設置する。
- 苦情受け付け窓口の担当者は、個人情報保護法の内容を理解するとともに、苦情発生の原因をすばやく把握できるよう全社内業務を理解しておく。
 - 組織的な対応ができるよう苦情処理手順を定める。
 - 再発を防止するための方策を検討する。

2. どのようなステップを踏めばよいのでしょうか？

個人情報保護対策の取り組みには次のポイントがあります。

POINT 1 対策事項を漏れなく何度もチェックする

対策事項は、決して膨大な作業を要求するものではありません。

個人情報保護法とガイドラインに則り、自社で計画した取り組み手順で行っても良いのですが、まずは、後述する7つのステップ（①個人情報保護方針の設定 ②個人情報の特定 ③社内規程の策定と文書化 ④教育 ⑤運用 ⑥監査 ⑦事業者の代表による見直し）で漏れなく取り組み、かつ、対策の実施状況の把握と改善行動を繰り返すことが大切です。

Plan（計画）、Do（実施）、Check（点検・評価）、Action（見直し）のPDCA体制をサイクルとして確立させることがポイントです。

POINT 2 JISQ15001やISMS認証基準に則った対策を取り入れる

次に紹介していますように、JISQ15001やISMS認証基準に則った対策を行うと、個人情報保護法やガイドラインの内容をほぼ含んでおり、また、対策を講じるに当たっての具体的な内容が詳細に記述されているため、取り組む上で大きな効果があります。

どちらも、Plan（計画）Do（実行）Check（点検）Action（見直し）のサイクルをマネジメントシステムに組み込んでいくことを要求しています。

また、構築したマネジメントシステムを評価し、適切に構築している組織に対して、認定、認証を付与する制度が整っています。

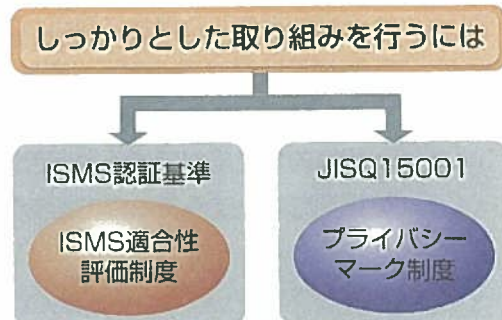
POINT 3 第三者の評価が得られるようにする

個人情報保護の管理体制の対策が適切なものであるか、点検体制は行われているか、環境の変化に対応できるような改善の仕組みが取り入れられているかなどは、自社だけでの評価だけでなく、評価基準を持つ第三者の客観的な判断が得られることがポイントです。

適切な個人情報保護管理体制が構築されているという第三者の評価が得られれば、それをPRすることもできます。企業の信頼性の向上にもつながります。

参考：ISMS 認証基準

ISMS認証基準とは、日本情報処理開発協会が2003年に公表した組織における情報セキュリティの規格です。個人情報も含む組織が保護すべき情報資産全体の機密性、完全性、可用性をバランス良く維持し改善することを目的とし、PDCAサイクルを継続的に繰り返し、情報セキュリティレベルの向上を目指します。全情報資産を対象にしているため、JISQ15001よりも汎用性がありますが、対策を講じる上で、より多くの労力と時間がかかります。また、JISQ15001におけるプライバシーマーク制度と同様に、ISMS適合性評価制度が設けられています。



◆トラック運送事業者が個人情報保護に対応するためと考えると、JISQ15001が効率的でしょう。

3. JISQ15001に則った対策への取り組み例

JISQ15001とは、財団法人日本規格協会により1999年3月に発行した個人情報保護の基準を定めたJIS規格の名称で、正式名称は「個人情報保護に関するコンプライアンス・プログラムの要求事項」といいます。

組織の規模や種類に関係なく、個人情報を扱う事業所への適用が可能な構成になっており、組織が扱う個人情報の使用目的を明確にし、個人情報を提供する主体の権利を適切に保護することを目的としている点が特徴的です。

なお、この規格を適切に遵守すると、(財)日本情報処理開発協会が主催する「プライバシーマーク」制度の認定を受けることもできます。

同規格の「個人情報保護に関するコンプライアンス・プログラムの要求事項」に具体的な取り組み事項が掲げられており、それらに照らしながら、取り組みの手順を示してみましょう。

PLAN 1

個人情報保護方針の設定

個人情報保護の管理体制の構築に取り組むに当たって、先ずどのように取り組むのか、その基本姿勢を示すことから始まります。これは「プライバシーポリシー」「プライバシーステートメント」とも呼ばれます。(P19見本参照)

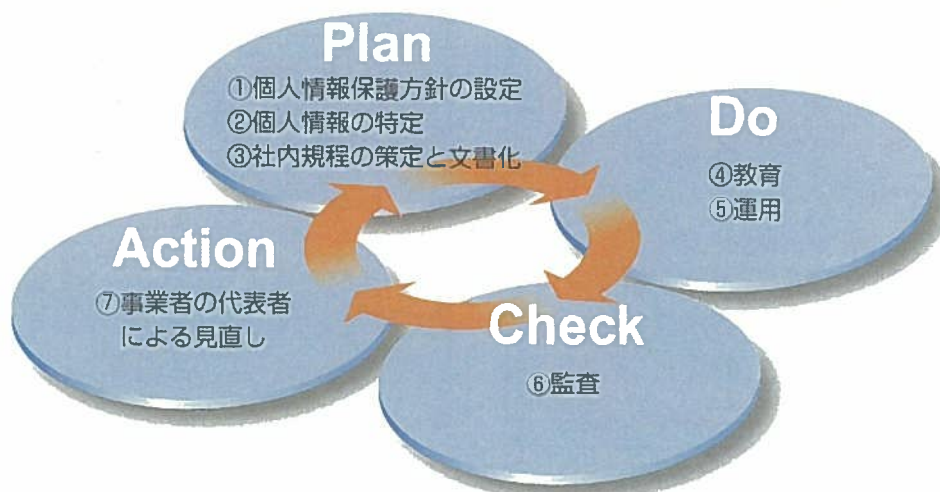
また、「事業者の代表者は、この方針を文書化し、役員及び従業員に周知させるとともに一般の人が入手可能な措置を講じなくてはならない。」とされていますので、ホームページなどに掲示するのが望ましいでしょう。

盛り込むことが必要な項目としては、次の4項目が挙げられています。

個人情報保護方針に含まれることが必要な4項目

- ・ 個人情報に関する法令及びその他の規範を遵守すること
- ・ 事業の内容及び規模を考慮した適切な個人情報の収集、利用及び提供に関すること
- ・ 個人情報への不正アクセス、個人情報の紛失、破壊、改ざん及び漏えいなどの予防並びに是正に関すること
- ・ コンプライアンス・プログラムの継続的改善に関すること

JISQ15001：1999「コンプライアンス・プログラム要求事項」



PLAN
2

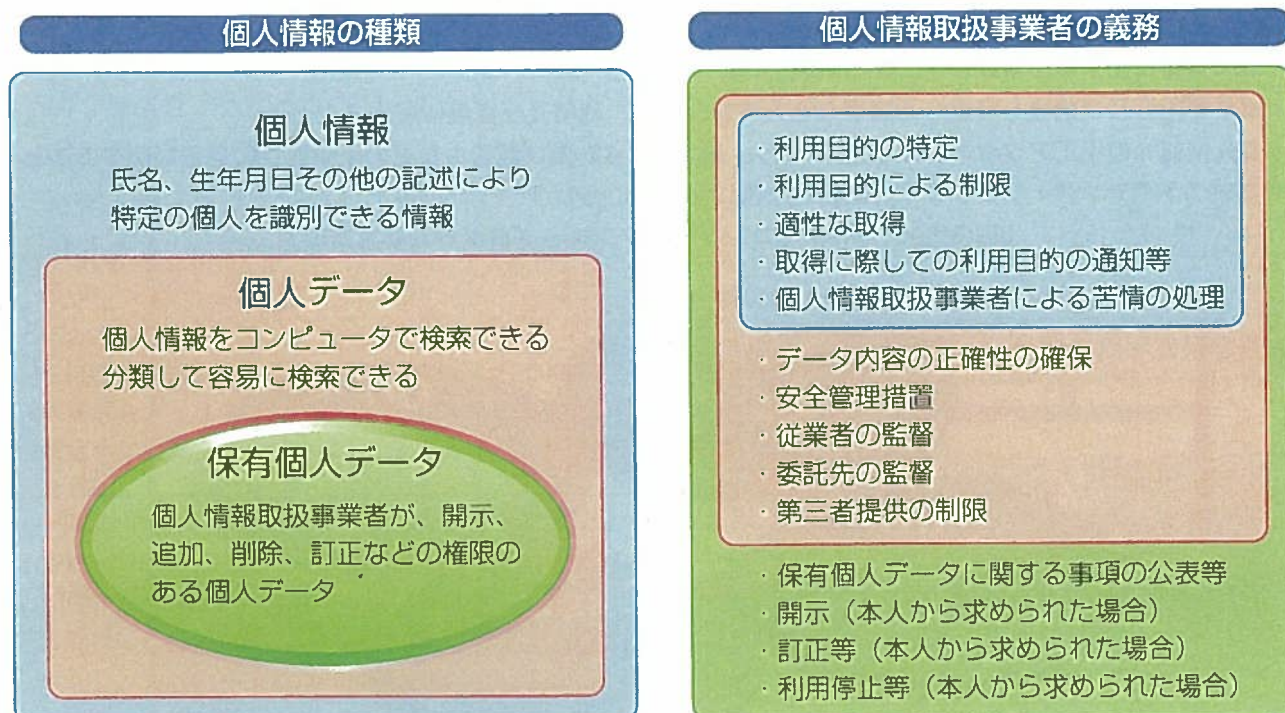
個人情報の特定

自社内の何が個人情報に当たるのかを洗い出し、業務と対応づけて個人情報のリストアップを行います。個人情報は、「法人取引先における担当者の情報」等、広義の個人情報を対象として考えることにより、個人情報の特定プロセスにおける漏れを防止できます。具体的には、個人情報管理台帳などを作成します。（P26見本参照）

個人情報管理台帳の項目例

- ・ 個人情報に関する法令及びその他の規範を遵守すること
- ・ 事業の内容及び規模を考慮した適切な個人情報の収集、利用及び提供に関すること
- ・ 部署・管理責任者 : 情報の所在部署、関連部署、管理責任者
- ・ 個人情報の名称 : 社員基本情報、賃金データ、人事考課情報、顧客情報、取引先担当者
- ・ 情報主体 : 従業員、顧客の社員、消費者
- ・ 件数 : 個人情報の件数
- ・ 個人情報の種類 : 個人情報、個人データ、保有個人データ
- ・ 収集区分 : 荷主企業からの預託、本人からの直接収集、第三者からの提供
- ・ 利用目的 : 個人宛貨物の配送、引越の個人宅住所
- ・ 授受媒体 : FD/MO、CD/DVD、Eメール、紙
- ・ 媒体保管場所 : 施錠キャビネ、担当者引出し、サーバー、個人PC
- ・ 利用後の媒体処理 : 廃棄の方法、処理予定日
- ・ 預託の有無 : 有無

また、個人情報は、個人データであるか、保有個人データであるかによって、負う義務が異なってきますので、その区分を付けておくことが重要です。



PLAN
3

社内規程の策定と文書化

「個人情報保護に関するコンプライアンス・プログラムの要求事項」では、「事業者は個人情報を保護するための内部規程を策定し、維持しなければならない。」としています。(P20見本参照)

内部規程(社内規程)に含まれるべき項目は次の通りで、事業の内容に応じて、コンプライアンス・プログラムが確実に適用されるように内部規程を改定しなければなりません。

また、規程には総則的な基本規程と各部署で具体的に行う対策を詳細に示した詳細規定に分けて策定することが考えられます。具体的には、基本規程には上記の内部規程に含まれるべき項目を中心に総則として示し、詳細規定には、個人情報の取り扱いの流れに従い、安全措置手順や処理方法を詳細に定める必要があります。

内部規程に含まれることが必要な項目

- ・事業者の各部門及び階層における個人情報を保護するための権限及び責任の規定
- ・個人情報の収集、利用、提供及び管理の規定
- ・情報主体からの個人情報に関する開示、訂正及び削除の規定
- ・個人情報保護に関する教育の規定
- ・個人情報保護に関する監査の規定
- ・内部規程の違反に関する罰則の規定

JISQ15001：1999「コンプライアンス・プログラム要求事項」

DO
4

教育

策定した個人情報保護方針や社内規程は、役員や従業員に理解され、順守されることが重要です。そこで、確実な運用に向けた教育を実施することが必要となります。

「個人情報保護に関するコンプライアンス・プログラムの要求事項」では、「関連する各部門及び階層においてその従業員に、次の事項を自覚させる手順を確立し維持しなければならない。」としており、組織の全メンバーに周知徹底を図らなければなりません。

なお、全メンバーとは取締役、正社員、契約社員、嘱託社員、パート、アルバイト従業員、派遣社員など全てを広く対象にします。また、教育を行う場合、研修会等への出席状況をチェックし、全員が漏れなく受講できるようにします。

具体的な教育の項目例

- ・個人情報保護方針
- ・個人情報に関する社内規程、具体的手順
- ・苦情があった場合の対応手順
- ・事故が起こった場合の対応手順

DO
5

運用

個人情報保護に関する規程の策定や知識が習得できたら、一人ひとりがルールに従って個人情報を取り扱い、その保護に努めていくという行動が最も大切です。法務やコンプライアンス、情報システムなどの部署だけが取り組みばよいというものではありません。

全ての部署で、業務の中で個人情報を取り扱う際には、今までにない「注意を払うという習慣」を身につけることが重要になります。

- ・既に個人情報管理台帳などで洗い出した個人情報は、常に更新し最新の状態にしておきます。また、必要のなくなった個人情報は、ルールに従い、速やかに廃棄することが必要です。
- ・個人情報を直接取得するケースに当たる引越の申し込みのケースでは、引越申込書やホームページなどに「当見積書に記載されたお客様の情報(個人情報)は引越業務以外には使用いたしません。」と明記することが重要です。(P27見本参照)
- ・本人からの保有個人データの開示、訂正、利用停止等の要請や苦情の申し出に対応するには、店舗やパンフレット、ホームページ上に窓口を掲載することも必要です。

CHECK
6

監査

策定してきたコンプライアンス・プログラムがこの規格の要求事項と合致しているか、実際の運用状況は規程通りに行われているかなどを、定期的に監査する必要があります。監査責任者は、監査報告書を作成し、事業者の代表者に報告します。

内部監査と外部監査

- ・内部監査は組織内から監査人を選ぶもので、外部監査は組織外の第三者に監査を依頼するものです。
- ・外部監査では、高度な専門的な監査、公平性のある監査の他、組織内の「習慣化した盲点」に気づかせてくれるため、問題点の発見と改善につながることを期待されます。
- ・JISQ15001では、このことについては特に示されていないので、内部監査、外部監査の併用など、効果が上がる方法で実施することが考えられます。

ACTION
7

事業者の代表による見直し

日々の運用で浮かび上がった問題、監査報告書で指摘された問題などについて、事業者の代表者が見直しを行う必要があります。問題や改善点は、必ずといって良いほどありますので、見直しを行い、対策の改善につなげることが、確固たる個人情報保護管理体制の構築にとって重要になります。

PDCAのサイクルで個人情報保護体制を継続的に改善していくことは、JISQ15001のコンセプトにもなっています。

4. プライバシーマークの紹介

プライバシーマーク制度とは、(財)日本情報処理開発協会が実施運用する制度で、個人情報の取り扱いを適切に行っている民間事業者に対して、プライバシーマークの使用を認めるというものです。個人情報の取り扱いを適切に行っているかどうかの基準は、JISQ15001に従って、個人情報保護に対する体制を構築しているかという点であり、第三者が審査します。情報主体である個人や取引先企業は、プライバシーマークによってその組織の個人情報の取り扱いが適切であることを容易に判断することが可能となります。

申請から認定までの流れ

1. 申請

申請書類への記載

付与機関((財)日本情報処理開発協会)または指定機関の受付窓口へ申請

2. 受理

記載内容の不備等の審査

3. 審査

受理された申請書類の記載内容等に関してコンプライアンス・プログラム等の個人情報保護の行動指針を定めた規程類の整備状況、それらの規程類に準じた体制整備状況の視点からの審査実施

4. 現地調査

5. 認定可否の決定と通知

6. 使用契約と使用許諾証の交付

プライバシーマーク使用許諾契約書と使用許諾証の交付

7. 認定の公表

認定の結果を付与機関のホームページで公表

- ・付与の認定単位：民間事業者単位
- ・マークを使用できる場所等：店頭、契約約款、説明書、宣伝・広告用資料、封筒、便箋、名刺、ホームページ等
- ・マーク付与の有効期限：有効期限は2年間。以降は2年毎の更新

単位：万円(消費税込み)

事業者規模	新規のとき			更新のとき		
	小規模	中規模	大規模	小規模	中規模	大規模
申請料	5	5	5	5	5	5
審査料	20	45	95	12	30	65
マーク使用料	5	10	20	5	10	20
計	30	60	120	22	45	90



A123456(01)

- 大規模事業者：中規模事業者の規模を超える事業者
- 中規模事業者：トラック運送事業者の場合、資本金3億円以下、従業員300人以下のいずれか一方を満たせば該当することになります。
- 小規模事業者：常時使用する従業員の数が20人以下の事業者

(注) 従業員とは、「個人情報の保護に関する法律についての経済産業分野を対象とするガイドライン」(経済産業省)に基づき、申請事業者の組織内で直接間接に事業者の指揮監督を受けて業務に従事している者をいい、雇用関係にある者(正社員、契約社員、嘱託社員、パート社員、アルバイト社員等)と、取締役、執行役、理事、監査役、監事、派遣社員等も含みます。

5. トラック運送事業者の対策 Q&A

Q 個人情報取扱事業者に該当しないのに、個人情報保護の対策が必要なのでしょうか？

A 個人情報の漏えいや紛失などの事故が起きると、賠償責任が生じたり社会的信頼が損なわれますので個人情報保護の管理体制の構築が必要です。また、荷主企業も委託先の監督が必要ですので、個人情報保護の管理体制がしっかりしている運送事業者を選んだり、秘密保持契約を求めてきたりします。個人情報取扱事業者に該当しなくても、対策を講じておくことが大切です。

Q 荷主から個人情報に関して秘密保持契約を求められました。どうすればよいのでしょうか？

A 荷主企業は運送事業者に、個人情報を含む貨物の配送委託や配送に必要な住所、氏名等の個人情報を預託する場合、万が一に備えて秘密保持契約を求めてくるものと思われます。運送事業者が個人情報保護取扱事業者に該当するしないに関わらず生じます。この場合には、秘密保持契約を交わすことになりますので、個人情報保護の管理体制の構築が必要です。

Q 配送の外部委託を行っていますが、委託先との秘密保持契約は必要なのでしょうか？

A 以下の場合には特に、委託先と秘密保持契約を交わすことが必要です。

①貨物が個人情報を含む場合

②宅配貨物や特積み貨物、引越貨物の配送委託であり、氏名、住所等の個人情報を預託することになる場合

Q 繁忙期の引越業務では多くの短期アルバイトを雇いますが、秘密保持契約が必要でしょうか？

A 短期アルバイトについても秘密保持契約は必要です。雇用契約書に秘密保持の事項を盛り込んだり、別途秘密保持誓約書を交わすことが考えられます。また、引越業務以外でも宅配貨物など個人情報に触れる機会のある業務については、パート、アルバイト全員に秘密保持契約を行っておくことが大切です。

Q 個人情報保護に関する保険制度はあるのですか？

A トラック運送事業者が個人情報を漏えいしたことにより、法律上の損害賠償責任を負担する場合に被る損害や費用などを補償する保険制度が設けられています。

全国中小企業団体中央会でも「個人情報漏えい賠償責任保険制度」を平成17年3月25日から開始しています。担保内容の概要としては、被保険者が所有、または管理する（もしくはしていた）個人情報が漏えいし、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害や、被保険者が事故解決のために要した以下の費用損害も適用されます。

・ 広告宣伝活動費、見舞金・見舞品費用、法律相談費用、コンサルティング費用、事故対応費用

なお、この保険は企業規模にかかわらず加入でき、また都道府県トラック協会の会員企業であれば、団体割引も適用されます。

Ⅲ 対策に必要な書式見本

1 個人情報保護方針の例

個人情報保護方針（例）

株式会社〇〇〇及びその子会社（以下、「当社」とします）は、当社の事業活動を通じて得た個人情報の保護に努めることを社会的責務と認識し、情報主体をはじめ広く社会からの信頼を得るために、以下のとおり個人情報保護方針を定め、個人情報の保護に努めます。

当社は、個人情報について、関係法令その他の規範及び当社策定にかかる各種規程等の定めるところに従い、当社において業務に従事する全ての者に対してその周知・徹底を図り、適切にこれを取り扱います。

なお、本基本方針については、当社のインターネットのホームページ（URL=<http://www.oooo.co.jp>）、会社案内等に掲載することにより、いつでも閲覧可能な状態にするものとします。

1. 個人情報の取得・利用・預託について

当社は、適法かつ公正な手段によって、個人情報を取得致します。

当社は、個人情報を取得の際に示した利用目的の範囲内で、業務の遂行上必要な限りにおいて、利用します。

当社は、個人情報を第三者との間で共同利用し、又は、個人情報の取扱いを第三者に委託する場合には、当該第三者につき厳正な調査を行ったうえ、秘密を保持させるために、適正な監督を行います。

2. 個人情報の第三者提供について

当社は、法令に定める場合を除き、個人情報を、事前に本人の同意を得ることなく、第三者に提供致しません。

3. 個人情報の安全管理について

当社は、個人情報の正確性を保ち、これを安全に管理致します。

当社は、個人情報の紛失、破壊、改ざん及び漏えいなどを防止するため、不正アクセス、コンピュータウイルス等に対する適正な情報セキュリティ対策を講じます。

当社は、個人情報を持ち出し、外部へ送信する等により漏えいさせません。

4. 個人情報に関する法令及び規範の遵守

当社は、個人情報の取り扱いについて、個人情報保護法をはじめとして、関連する法令及びガイドラインを遵守します。

5. 個人情報の開示・訂正・利用停止・消去について

当社は、本人が自己の個人情報について、開示・訂正・利用停止・消去等を求める権利を有していることを確認し、これらの要求があった場合にはこれに応じます。

6. 組織・体制

当社は、個人情報保護管理者を任命し、個人情報の適正な管理を実施致します。

当社は、常勤役員及び社員に対し、個人情報の保護及び適正な管理方法についての研修を実施し、日常業務及び退職後における個人情報の適正な取扱いを徹底致します。

7. 個人情報保護コンプライアンス・プログラムの策定・実施・維持・改善

当社は、個人情報保護を適切に維持するため、個人情報保護に関するコンプライアンス・プログラムを策定し、運用するとともに、これを継続的に改善します。

個人情報保護に関するお問い合わせ先：

〇〇部

TEL：〇〇－〇〇〇〇－〇〇〇〇

E-Mail:

平成〇年〇月〇日

〇〇〇株式会社

代表取締役社長 〇〇〇〇

2 個人情報保護基本規程の例

個人情報保護基本規程（例）

第1章 総 則

（目的）

第1条 本規程は、〇〇株式会社及びその子会社（以下「当社」という。）が保有する個人情報につき、当社個人情報保護方針に基づく適正な保護を実現することを目的とする基本規程である。

（定義）

第2条 本規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 個人情報 生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの及び他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別できるものをいう。
- 二 個人情報データベース等 個人情報を含む情報の集合物であつて、次に掲げるものをいう。
 - イ 特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの
 - ロ イに掲げるもののほか個人情報を一定の規程に従って整理することにより特定の個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成した情報の集合物であつて、目次、索引その他検索を容易にするためのものを有するもの
- 三 個人データ 個人情報データベース等を構成する個人情報をいう。
- 四 保有個人データ 当社が、開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止を行うことのできる権限を有する個人データであつて、個人情報保護法第2条第5項の「保有個人データ」をいう。
- 五 本人 個人情報によって識別される特定の個人をいう。
- 六 従業者 当社の組織内でその指揮監督を受け、個人情報の取扱いに従事する者（役員、正社員、契約社員、派遣社員、パートタイマー、アルバイトを含む全ての従業員）をいう。
- 七 個人情報コンプライアンス・プログラム 当社が保有する個人情報を保護するための方針、諸規程を含む当社内のしくみのすべてをいう。
- 八 個人情報保護管理者 代表者より任命され、個人情報保護コンプライアンス・プログラムの実施及び運用に関する責任と権限を有する者をいう。
- 九 監査責任者 代表者より任命された者であつて、公平かつ客観的な立場にあり、監査の実施及び報告を行う責任と権限を有する者をいう。

（適用範囲）

第3条 本規程は、当社の全組織、全業務、全従業員を対象とし、当社が保有、管理するすべての個人情報（コンピュータ処理をなされているか否か、及び書面に記録されているか否かを問わない）とそれを扱う業務プロセスに対して適用する。

第2章 個人情報等の取扱いについて

第1節 個人情報等の利用について

（利用目的の特定）

第4条 当社は、個人情報を取扱うに当たっては、利用の目的（以下「利用目的」という。）をできる限り特定する。

- 2 当社は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行わない。

（利用目的による制限）

第5条 当社は、あらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱わない。

- 2 当社は、他の個人情報取扱事業者から事業を承継することに伴って個人情報を取得した場合は、あらかじめ本人の同意を得ないで、承継前における当該個人情報の利用目的の達成に必要な範囲を超えて、当該個人情報を取り扱わない。

（適正な取得）

第6条 当社は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得しない。

（取得に際しての利用目的の通知等）

第7条 当社は、個人情報を取得した場合は、あらかじめその利用目的を公表している場合及び取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められる場合を除き、速やかに、その利用目的を本人に通知し、又は公表する。

- 2 当社は、前項の規定にかかわらず、本人との間で契約を締結することに伴って契約書その他の書面（電子的方式、磁

気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録を含む。以下この項において同じ。）に記載された当該本人の個人情報を取得する場合その他本人から直接書面に記載された当該本人の個人情報を取得する場合は、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示する。

3 当社は、利用目的を変更した場合は、変更された利用目的について、本人に通知し、又は公表する。

(第三者提供の制限)

第8条 当社は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供しない。

一 個人情報保護の保護に関する法律第23条第2項（オプトアウト）ないし同第3項（共同利用）の方法による場合

二 法令等の規定に従い、提供または開示する場合

第2節 個人情報等の登録・保管・廃棄について

(データ内容の正確性の確保)

第9条 当社は、利用目的の達成に必要な範囲内において、個人データを正確かつ最新の内容に保つように努めるものとする。

(安全管理措置)

第10条 当社は、取り扱う個人データの漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置を講じるものとする。

(文書管理に関する規程の整備)

第11条 当社は、文書の登録・保管・廃棄に関し、前二条の趣旨に照らし必要な事項について規程を別途定め、これに基づき必要な措置を行うものとする。

第3節 従業者及び委託先の監督

(従業者に対する指導・監督)

第12条 当社は、本章第1節及び第2節の各規定にかかる各事項を具体的に実践するために必要な事項について規程を別途定め、全ての従業者にこれを遵守させるものとする。

2 当社は、従業者が個人情報等を取り扱わせるに当たり、これが適切に行われるよう監督を行うものとする。

(委託先の監督)

第13条 当社は、個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合は、当該第三者における個人情報保護へ向けた対応の状況等に照らし、委託を行うことの適切性を検討するとともに、当該第三者との間で秘密保持契約を締結した上で提供を行うものとし、かつ、委託先に対しては適切な監督を行うものとする。

第4節 本人からの開示等の請求に対する対応

(本人からの請求に対する対応)

第14条 当社は、保有個人データにつき個人情報保護法25条ないし27条の規定に基づき、請求が行われた場合は、これが個人情報に関する本人の権利に基づくものであることを十分に理解した上で、合理的な期間、妥当な範囲でこれに応ずるものとする。

(規定の整備)

第15条 当社は、前条の規定にかかる義務を適切に履行するため必要な事項について規程を別途定め、これに基づき必要な措置を行うものとする。

第5節 当社に対する苦情への対応

(当社による苦情の処理)

第16条 当社は、個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努める。

2 当社は、前項の目的を達成するために、苦情処理窓口を設け、その他必要な体制の整備に努める。

第3章 組織及び体制

(個人情報保護管理者)

第17条 代表者は、役職員の中から個人情報保護管理者を任命し、当社内における個人情報の管理業務を行わせるものとする。

2 個人情報保護管理者は、代表者の指示及び本規程に定めるところに基づき、個人情報保護に関する内部規程の整備、安全対策及び教育・訓練を推進するための個人情報保護コンプライアンス・プログラムを策定し、周知徹底の措置を実践する責任を負うものとする。

3 個人情報保護管理者は、個人情報保護コンプライアンス・プログラムの策定及びその実施のために、補佐を行う者を任命できるものとする。

Ⅲ 対策に必要な書式見本

(教 育)

第18条 個人情報保護管理者は、当社の業務に従事する全ての役員及び従業員に対し、個人情報保護コンプライアンス・プログラムの重要性を理解させ、確実な実施を図るため、所要の教育計画及び教育資料に従い、継続かつ定期的に教育・訓練を行うものとする。

(監 査)

第19条 代表者は、監査責任者を任命し、当社内における個人情報の管理が個人情報保護コンプライアンス・プログラムに従い適正に実施されているかにつき定期的に監査を行わせるものとする。

2 監査責任者は、内部監査規程に従い、監査計画を作成し実施するものとする。

3 監査責任者は、監査の結果につき監査報告書を作成し、代表者に対して報告を行うものとする。

4 代表者は、当社内における個人情報の管理につき個人情報保護コンプライアンス・プログラムに違反する行為があった場合には、個人情報保護管理者及び関係者に対し、改善指示を行うものとする。

5 前項に基づき改善指示を受けた者は、速やかに適正な改善措置を講じ、その内容を監査責任者に報告するものとする。

6 監査責任者は、前項によりなされた改善措置を評価し、代表者及び個人情報保護管理者に対して報告するものとする。

(報告義務及び罰則)

第20条 個人情報保護コンプライアンス・プログラムに違反する事実又は違反するおそれがあることを発見した者は、その旨を個人情報保護管理者に報告するものとする。

2 個人情報保護管理者は、前項による報告の内容を調査し、違反の事実が判明した場合には、遅滞なく、代表者に報告し、かつ、関係部門に適切な処置を行うよう指示するものとする。

3 個人情報保護コンプライアンス・プログラムに違反した従業員は、就業規則の定めるところにより懲戒に処するものとする。

(苦情及び相談)

第21条 代表者は、相談窓口を設置し、個人情報及び個人情報保護コンプライアンス・プログラムに関して、本人からの苦情及び相談を受け付けて対応するものとする。

(見直し)

第22条 代表者は、監査報告書及びその他の事業環境などに照らして、適切な個人情報の保護を維持するために、定期的に、本規程の改廃を含む個人情報保護コンプライアンス・プログラムの見直しを、個人情報保護管理者に指示するものとする。

秘密保持に関する契約書（または覚書）（例）

委託者＝株式会社□□（以下「甲」という）と受託者＝株式会社○○（以下「乙」という）とは、甲乙間において締結した平成○年○月○日付運送契約（以下「原契約」という）に基づき、甲から開示され、または乙が知り得た甲の保有する情報の取り扱いについて、次のとおり秘密保持契約（または秘密保持に関する覚書）を締結する。

☐委託先と秘密保持契約や覚書を交わす場合 甲＝あなたの会社 乙＝委託先
☐荷主と秘密保持契約や覚書を交わす場合 甲＝荷主企業 乙＝あなたの会社 となります。

【目的】

第1条 本契約（または本覚書）は、乙が原契約締結に伴い知り又は知り得た甲の秘密情報を保持するために締結されるものである。

【秘密情報】

第2条 本契約（または本覚書）にいう秘密情報とは、下記の内容を含む情報である。

- (1) 甲の事業活動に有用な業務上の情報であって、公然と知られていないもの
- (2) 甲が事業活動を遂行する上で知り得た情報のうち、特定の個人又は法人を識別することができる情報
- 2 次の各号に定める情報は、秘密情報に含まれないものとする。
 - (1) 既に公知となっている情報及び開示後に公知となった情報
 - (2) 甲が乙に公表することを承諾した情報
 - (3) 乙が独自に開発した事項に関する情報
 - (4) 乙が秘密保持義務を負うことなく第三者から適法かつ正当に入手した情報
 - (5) 乙が原契約の締結前に既に保有していた情報

【秘密保持義務】

第3条 乙は、前項に定める秘密情報を第三者に開示してはならない。

【秘密情報の取扱い】

第4条 乙は、原契約に定める利用目的に必要な範囲内で、秘密情報を取扱うものとする。

- 2 乙は、所定の担当者以外の者に秘密情報を取扱わせてはならない。
- 3 乙は、所定の区域においてのみ秘密情報を取扱うものとする。

【安全管理体制の整備】

第5条 乙は、甲の個人情報保護コンプライアンス・プログラムに合致する個人情報の安全管理体制を整え、これを維持しなければならない。

- 2 乙は、施設が可能であり、所定の担当者以外の者によるアクセスが不能な区域に、秘密情報を保管しなければならない。

【秘密情報の複製及び複写】

第6条 乙は、原契約に定める利用目的以外の目的で、秘密情報を複製又は複写してはならない。

【秘密情報の取扱いの再委託】

第7条 乙は、原契約の履行のため、秘密情報の取扱いを再委託する必要がある場合は、事前に、甲に対し、再委託業務の内容、再委託先の詳細等甲が要求する事項を書面により通知し、甲の承認を得なければならない。

【秘密情報の返還及び廃棄】

第8条 乙は、原契約の履行が終了した場合は、甲の指示に従い、甲から提供を受けた秘密情報及びその複製物並びに複写物のすべてを甲に返還し、又は、廃棄しなければならない。

Ⅲ 対策に必要な書式見本

【教育】

第9条 乙は、所定の担当者に対し、本契約（または本覚書）に定める事項を十分に説明し、秘密保持義務を遵守するよう教育を施し、当該担当者に秘密保持誓約書を提出させる等、これを担保するための対策を講じなければならない。

【秘密情報の取扱い状況に関する報告及び監査の受入】

第10条 甲は、乙の秘密情報の取扱い状況につき監査を行うことができる。

【責任分担】

第11条 乙は、自らの故意又は過失により、秘密情報の漏えい等の事故が生じた場合には、速やかに甲に対しこれを報告し、適切な措置を講じるものとする。

2 乙の責に帰すべき事由により秘密保持ができなかったことにより甲が損害を蒙った場合、甲と乙の協議の上、甲はその損害を請求することができる。

【期間】

第12条 本契約（または本覚書）の契約期間（または有効期間）は、原契約に定めるところに従う。ただし、第3条及び第11条については、原契約終了後も〇年間有効とする。

【解除】

第13条 甲は、乙が本契約（または覚書）に定める条項の一に違反したときは、原契約を解除することができる。

【管轄】

第14条 本契約（または覚書）に関する紛争は、××地方裁判所を専属的合意管轄とする。

本契約（または覚書）の成立のため、本書2通を作成し、甲乙各1通を保有する。

平成〇年〇月〇日

甲 株式会社□□

住所

代表者名

印

乙 株式会社〇〇

住所

代表者名

印

秘密保持誓約書（例）

平成○年○月○日

株式会社○○
代表取締役 殿

従業員の住所
氏名

印

このたび、株式会社○○の業務に従事するにあたり、下記事項を誓約し遵守することを確認いたします。

記

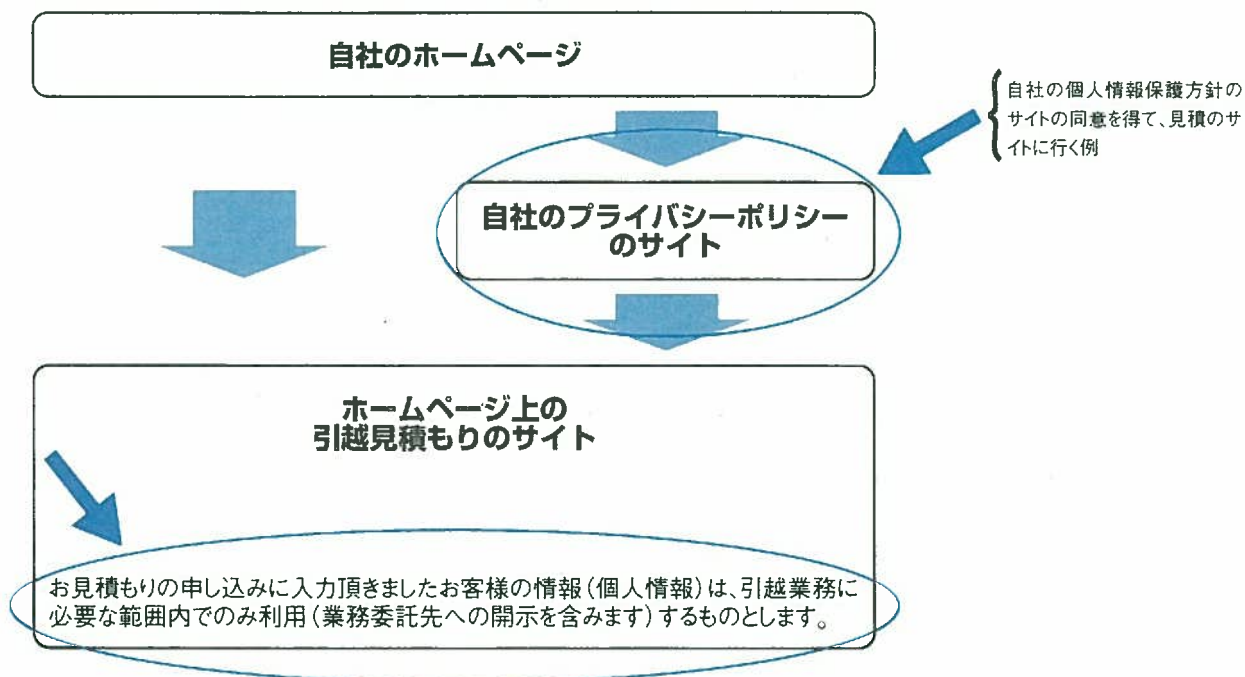
1. 法令及び貴社の就業規則等を遵守し、誠実に業務を遂行いたします。
2. 貴社の秘密情報（以下「秘密情報」）を、貴社の許可なく、開示、漏えい又は業務目的以外のために利用しないことを約束致します。
 - （1）貴社の事業活動に有用な技術上又は業務上の情報であって、公然と知られていないもの
 - （2）貴社が顧客との取引に関連して知り得た情報のうち特定の個人を識別することができる個人及び法人の情報
3. 貴社より退職する場合には、そのときにおいて管理している秘密情報及びその複製物並びに複写物の一切を返還致します。
4. 貴社より退職した後においても、貴社の秘密情報を開示、漏えい又は利用しないことを約束致します。
5. 故意又は過失により、上記各項の誓約に違反して貴社に損害を与えた場合は、懲戒等の相応の処分を受けることに異議を述べません。また貴社及び第三者が損害を蒙ったときは、その損害についての賠償責任を負うことを約束致します。

○○營業所

[illegible]

お 見 積 書									
お名前	(会社名)					許可番号 会社名		見積者氏名 担当者	密口電話番号
	様					住所			
						電話番号			
日程	引越日	引渡日	資材届	梱包・荷造	開梱	見積日	確認日	紹介先	様
現住所	〒	都・道 府・県		区・市 町・村					
	ご住所								
	お電話	()	-	お電話	()	-			
	住居区分	一戸建・マンション・アパート LDK()階							
転居先	〒	都・道 府・県		区・市 町・村					
	ご住所	ご本人・代理受取人							
	お電話	()	-	お電話	()	-			
	住居区分	一戸建・マンション・アパート LDK()階 EV 有・無 道路からの距離 有()m 吊作業 有・無							
特記事項	当見積書に記載されたお客様の情報(個人情報)は引越業務以外には使用致しません。 社団法人 全日本トラック協会 標準見積書様式								

■引越のホームページ上の見積サイトへの記載例



IV 個人情報保護に関する参考資料

1. 個人情報保護法

個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、高度情報通信社会の進展に伴い個人情報の利用が著しく拡大していることにかんがみ、個人情報の適正な取扱いに関し、基本理念及び政府による基本方針の作成その他の個人情報の保護に関する施策の基本となる事項を定め、国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、個人情報を取り扱う事業者の遵守すべき義務等を定めることにより、個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。

2 この法律において「個人情報データベース等」とは、個人情報を含む情報の集合物であつて、次に掲げるものをいう。

- 一 特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの
- 二 前号に掲げるもののほか、特定の個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものとして政令で定めるもの

3 この法律において「個人情報取扱事業者」とは、個人情報データベース等を事業の用に供している者をいう。ただし、次に掲げる者を除く。

- 一 国の機関
- 二 地方公共団体
- 三 独立行政法人等（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十九号）第二条第一項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）

四 地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）

五 その取り扱う個人情報の量及び利用方法からみて個人の権利利益を害するおそれが少ないものとして政令で定める者

4 この法律において「個人データ」とは、個人情報データベース等を構成する個人情報をいう。

5 この法律において「保有個人データ」とは、個人情報取扱事業者が、開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止を行うことのできる権限を有する個人データであつて、その存否が明らかになることにより公益その他の利益が害されるものとして政令で定めるもの又は一年以内の政令

で定める期間以内に消去することとなるものの以外のもをいう。

6 この法律において個人情報について「本人」とは、個人情報によって識別される特定の個人をいう。

（基本理念）

第三条 個人情報は、個人の人格尊重の理念の下に慎重に取り扱われるべきものであることにかんがみ、その適正な取扱いが図られなければならない。

第二章 国及び地方公共団体の責務等（省略）

第三章 個人情報の保護に関する施策等（省略）

第四章 個人情報取扱事業者の義務等

第一節 個人情報取扱事業者の義務

（利用目的の特定）

第十五条 個人情報取扱事業者は、個人情報を取り扱うに当たっては、その利用の目的（以下「利用目的」という。）をできる限り特定しなければならない。

2 個人情報取扱事業者は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行つてはならない。

（利用目的による制限）

第十六条 個人情報取扱事業者は、あらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

2 個人情報取扱事業者は、合併その他の事由により他の個人情報取扱事業者から事業を承継することに伴つて個人情報を取得した場合は、あらかじめ本人の同意を得ないで、承継前における当該個人情報の利用目的の達成に必要な範囲を超えて、当該個人情報を取り扱ってはならない。

3 前二項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。

一 法令に基づく場合

二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であつて、本人の同意を得ることが困難であるとき。

三 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であつて、本人の同意を得ることが困難であるとき。

四 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であつて、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

（適正な取得）

第十七条 個人情報取扱事業者は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。

（取得に際しての利用目的の通知等）

第十八条 個人情報取扱事業者は、個人情報を取得した

場合は、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかに、その利用目的を、本人に通知し、又は公表しなければならない。

2 個人情報取扱事業者は、前項の規定にかかわらず、本人との間で契約を締結することに伴って契約書その他の書面（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録を含む。以下この項において同じ。）に記載された当該本人の個人情報を取得する場合その他本人から直接書面に記載された当該本人の個人情報を取得する場合は、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。ただし、人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要がある場合は、この限りでない。

3 個人情報取扱事業者は、利用目的を変更した場合は、変更された利用目的について、本人に通知し、又は公表しなければならない。

4 前三項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。

一 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合

二 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該個人情報取扱事業者の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合

三 国の機関又は地方公共団体が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

四 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められる場合

（データ内容の正確性の確保）

第十九条 個人情報取扱事業者は、利用目的の達成に必要な範囲内において、個人データを正確かつ最新の内容に保つよう努めなければならない。

（安全管理措置）

第二十条 個人情報取扱事業者は、その取り扱う個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

（従業者の監督）

第二十一条 個人情報取扱事業者は、その従業者に個人データを取り扱わせるに当たっては、当該個人データの安全管理が図られるよう、当該従業者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

（委託先の監督）

第二十二条 個人情報取扱事業者は、個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合は、その取扱いを委託された個人データの安全管理が図られるよう、委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

（第三者提供の制限）

第二十三条 個人情報取扱事業者は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。

一 法令に基づく場合

二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

三 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

四 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

2 個人情報取扱事業者は、第三者に提供される個人データについて、本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止することとしている場合であって、次に掲げる事項について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているときは、前項の規定にかかわらず、当該個人データを第三者に提供することができる。

一 第三者への提供を利用目的とすること。

二 第三者に提供される個人データの項目

三 第三者への提供の手段又は方法

四 本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止すること。

3 個人情報取扱事業者は、前項第二号又は第三号に掲げる事項を変更する場合は、変更する内容について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければならない。

4 次に掲げる場合において、当該個人データの提供を受ける者は、前三項の規定の適用については、第三者に該当しないものとする。

一 個人情報取扱事業者が利用目的の達成に必要な範囲内において個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合

二 合併その他の事由による事業の承継に伴って個人データが提供される場合

三 個人データを特定の者との間で共同して利用する場合であって、その旨並びに共同して利用される個人データの項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的及び当該個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているとき。

5 個人情報取扱事業者は、前項第三号に規定する利用する者の利用目的又は個人データの管理について責任を有する者の氏名若しくは名称を変更する場合は、変更する内容について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければならない。

い。

(保有個人データに関する事項の公表等)

第二十四条 個人情報取扱事業者は、保有個人データに関し、次に掲げる事項について、本人の知り得る状態(本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。)に置かなければならない。

一 当該個人情報取扱事業者の氏名又は名称

二 すべての保有個人データの利用目的(第十八条第四項第一号から第三号までに該当する場合を除く。)

三 次項、次条第一項、第二十六条第一項又は第二十七条第一項若しくは第二項の規定による求めに応じる手続(第三十条第二項の規定により手数料の額を定めたときは、その手数料の額を含む。)

四 前三号に掲げるもののほか、保有個人データの適正な取扱いの確保に関し必要な事項として政令で定めるもの

2 個人情報取扱事業者は、本人から、当該本人が識別される保有個人データの利用目的の通知を求められたときは、本人に対し、遅滞なく、これを通知しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

一 前項の規定により当該本人が識別される保有個人データの利用目的が明らかな場合

二 第十八条第四項第一号から第三号までに該当する場合

3 個人情報取扱事業者は、前項の規定に基づき求められた保有個人データの利用目的を通知しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

(開示)

第二十五条 個人情報取扱事業者は、本人から、当該本人が識別される保有個人データの開示(当該本人が識別される保有個人データが存在しないときにその旨を知らせることを含む。以下同じ。)を求められたときは、本人に対し、政令で定める方法により、遅滞なく、当該保有個人データを開示しなければならない。ただし、開示することにより次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を開示しないことができる。

一 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合

二 当該個人情報取扱事業者の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合

三 他の法令に違反することとなる場合

2 個人情報取扱事業者は、前項の規定に基づき求められた保有個人データの全部又は一部について開示しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

3 他の法令の規定により、本人に対し第一項本文に規定する方法に相当する方法により当該本人が識別される保有個人データの全部又は一部を開示することとされている場合には、当該全部又は一部の保有個人デー

タについては、同項の規定は、適用しない。

(訂正等)

第二十六条 個人情報取扱事業者は、本人から、当該本人が識別される保有個人データの内容が事実でないという理由によって当該保有個人データの内容の訂正、追加又は削除(以下この条において「訂正等」という。)を求められた場合には、その内容の訂正等に関して他の法令の規定により特別の手続が定められている場合を除き、利用目的の達成に必要な範囲内において、遅滞なく必要な調査を行い、その結果に基づき、当該保有個人データの内容の訂正等を行わなければならない。

2 個人情報取扱事業者は、前項の規定に基づき求められた保有個人データの内容の全部若しくは一部について訂正等を行ったとき、又は訂正等を行わない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨(訂正等を行ったときは、その内容を含む。)を通知しなければならない。

(利用停止等)

第二十七条 個人情報取扱事業者は、本人から、当該本人が識別される保有個人データが第十六条の規定に違反して取り扱われているという理由又は第十七条の規定に違反して取得されたものであるという理由によって、当該保有個人データの利用の停止又は消去(以下この条において「利用停止等」という。)を求められた場合であって、その求めに理由があることが判明したときは、違反を是正するために必要な限度で、遅滞なく、当該保有個人データの利用停止等を行わなければならない。ただし、当該保有個人データの利用停止等に多額の費用を要する場合その他の利用停止等を行うことが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。

2 個人情報取扱事業者は、本人から、当該本人が識別される保有個人データが第二十三条第一項の規定に違反して第三者に提供されているという理由によって、当該保有個人データの第三者への提供の停止を求められた場合であって、その求めに理由があることが判明したときは、遅滞なく、当該保有個人データの第三者への提供を停止しなければならない。ただし、当該保有個人データの第三者への提供の停止に多額の費用を要する場合その他の第三者への提供を停止することが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。

3 個人情報取扱事業者は、第一項の規定に基づき求められた保有個人データの全部若しくは一部について利用停止等を行ったとき若しくは利用停止等を行わない旨の決定をしたとき、又は前項の規定に基づき求められた保有個人データの全部若しくは一部について第三者への提供を停止したとき若しくは第三者への提供を停止しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞

なく、その旨を通知しなければならない。

(理由の説明)

第二十八条 個人情報取扱事業者は、第二十四条第三項、第二十五条第二項、第二十六条第二項又は前条第三項の規定により、本人から求められた措置の全部又は一部について、その措置をとらない旨を通知する場合又はその措置と異なる措置をとる旨を通知する場合は、本人に対し、その理由を説明するよう努めなければならない。

(開示等の求めに応じる手続)

第二十九条 個人情報取扱事業者は、第二十四条第二項、第二十五条第一項、第二十六条第一項又は第二十七条第一項若しくは第二項の規定による求め（以下この条において「開示等の求め」という。）に関し、政令で定めるところにより、その求めを受け付ける方法を定めることができる。この場合において、本人は、当該方法に従って、開示等の求めを行わなければならない。

2 個人情報取扱事業者は、本人に対し、開示等の求めに関し、その対象となる保有個人データを特定するに足りる事項の提示を求めることができる。この場合において、個人情報取扱事業者は、本人が容易かつ的確に開示等の求めをすることができるよう、当該保有個人データの特定に資する情報の提供その他本人の利便を考慮した適切な措置をとらなければならない。

3 開示等の求めは、政令で定めるところにより、代理人によってすることができる。

4 個人情報取扱事業者は、前三項の規定に基づき開示等の求めに応じる手続を定めるに当たっては、本人に過重な負担を課するものとならないよう配慮しなければならない。

(手数料)

第三十条 個人情報取扱事業者は、第二十四条第二項の規定による利用目的の通知又は第二十五条第一項の規定による開示を求められたときは、当該措置の実施に関し、手数料を徴収することができる。

2 個人情報取扱事業者は、前項の規定により手数料を徴収する場合は、実費を勘案して合理的であると認められる範囲内において、その手数料の額を定めなければならない。

(個人情報取扱事業者による苦情の処理)

第三十一条 個人情報取扱事業者は、個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

2 個人情報取扱事業者は、前項の目的を達成するために必要な体制の整備に努めなければならない。

(報告の徴収)

第三十二条 主務大臣は、この節の規定の施行に必要な限度において、個人情報取扱事業者に対し、個人情報の取扱いに関し報告をさせることができる。

(助言)

第三十三条 主務大臣は、この節の規定の施行に必要な限度において、個人情報取扱事業者に対し、個人情報

の取扱いに関し必要な助言をすることができる。

(勧告及び命令)

第三十四条 主務大臣は、個人情報取扱事業者が第十六条から第十八条まで、第二十条から第二十七条まで又は第三十条第二項の規定に違反した場合において個人の権利利益を保護するため必要があると認めるときは、当該個人情報取扱事業者に対し、当該違反行為の中止その他違反を是正するために必要な措置をとるべき旨を勧告することができる。

2 主務大臣は、前項の規定による勧告を受けた個人情報取扱事業者が正当な理由がなくその勧告に係る措置をとらなかった場合において個人の重大な権利利益の侵害が切迫していると認めるときは、当該個人情報取扱事業者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

3 主務大臣は、前二項の規定にかかわらず、個人情報取扱事業者が第十六条、第十七条、第二十条から第二十二条まで又は第二十三条第一項の規定に違反した場合において個人の重大な権利利益を害する事実があるため緊急に措置をとる必要があると認めるときは、当該個人情報取扱事業者に対し、当該違反行為の中止その他違反を是正するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(主務大臣の権限の行使の制限)

第三十五条 主務大臣は、前三条の規定により個人情報取扱事業者に対し報告の徴収、助言、勧告又は命令を行うに当たっては、表現の自由、学問の自由、信教の自由及び政治活動の自由を妨げてはならない。

2 前項の規定の趣旨に照らし、主務大臣は、個人情報取扱事業者が第五十条第一項各号に掲げる者（それぞれ当該各号に定める目的で個人情報を取り扱う場合に限る。）に対して個人情報を提供する行為については、その権限を行使しないものとする。

(主務大臣)

第三十六条 この節の規定における主務大臣は、次のとおりとする。ただし、内閣総理大臣は、この節の規定の円滑な実施のため必要があると認める場合は、個人情報取扱事業者が行う個人情報の取扱いのうち特定のものについて、特定の大員又は国家公安委員会（以下「大臣等」という。）を主務大臣に指定することができる。

一 個人情報取扱事業者が行う個人情報の取扱いのうち雇用管理に関するものについては、厚生労働大臣（船員の雇用管理に関するものについては、国土交通大臣）及び当該個人情報取扱事業者が行う事業を所管する大臣等

二 個人情報取扱事業者が行う個人情報の取扱いのうち前号に掲げるもの以外のものについては、当該個人情報取扱事業者が行う事業を所管する大臣等

2 内閣総理大臣は、前項ただし書の規定により主務大臣を指定したときは、その旨を公示しなければならない。

IV 個人情報保護に関する参考資料

- 3 各主務大臣は、この節の規定の施行に当たっては、相互に緊密に連絡し、及び協力しなければならない。

第二節 民間団体による個人情報の保護の推進 (認定)

第三十七条 個人情報取扱事業者の個人情報の適正な取扱いの確保を目的として次に掲げる業務を行おうとする法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。次条第三号ロにおいて同じ。）は、主務大臣の認定を受けることができる。

- 一 業務の対象となる個人情報取扱事業者（以下「対象事業者」という。）の個人情報の取扱いに関する第四十二条の規定による苦情の処理
 - 二 個人情報の適正な取扱いの確保に寄与する事項についての対象事業者に対する情報の提供
 - 三 前二号に掲げるもののほか、対象事業者の個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な業務
- 2 前項の認定を受けようとする者は、政令で定めるところにより、主務大臣に申請しなければならない。
- 3 主務大臣は、第一項の認定をしたときは、その旨を公示しなければならない。

(欠格条項)

第三十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、前条第一項の認定を受けることができない。

- 一 この法律の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者
- 二 第四十八条第一項の規定により認定を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者
- 三 その業務を行う役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものの代表者又は管理人を含む。以下この条において同じ。）のうちに、次のいずれかに該当する者があるもの
 - イ 禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者
 - ロ 第四十八条第一項の規定により認定を取り消された法人において、その取消しの日前三十日以内にその役員であった者でその取消しの日から二年を経過しない者

(認定の基準)

第三十九条 主務大臣は、第三十七条第一項の認定の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、その認定をしてはならない。

- 一 第三十七条第一項各号に掲げる業務を適正かつ確実に行うに必要な業務の実施の方法が定められているものであること。
- 二 第三十七条第一項各号に掲げる業務を適正かつ確実に行うに足る知識及び能力並びに経理的基礎を有するものであること。
- 三 第三十七条第一項各号に掲げる業務以外の業務を

行っている場合には、その業務を行うことによって同項各号に掲げる業務が不公正になるおそれがないものであること。

(廃止の届出)

第四十条 第三十七条第一項の認定を受けた者（以下「認定個人情報保護団体」という。）は、その認定に係る業務（以下「認定業務」という。）を廃止しようとするときは、政令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

- 2 主務大臣は、前項の規定による届出があったときは、その旨を公示しなければならない。

(対象事業者)

第四十一条 認定個人情報保護団体は、当該認定個人情報保護団体の構成員である個人情報取扱事業者又は認定業務の対象となることについて同意を得た個人情報取扱事業者を対象事業者としなければならない。

- 2 認定個人情報保護団体は、対象事業者の氏名又は名称を公表しなければならない。

(苦情の処理)

第四十二条 認定個人情報保護団体は、本人等から対象事業者の個人情報の取扱いに関する苦情について解決の申出があったときは、その相談に応じ、申出人に必要な助言をし、その苦情に係る事情を調査するとともに、当該対象事業者に対し、その苦情の内容を通知してその迅速な解決を求めなければならない。

- 2 認定個人情報保護団体は、前項の申出に係る苦情の解決について必要があると認めるときは、当該対象事業者に対し、文書若しくは口頭による説明を求め、又は資料の提出を求めることができる。

- 3 対象事業者は、認定個人情報保護団体から前項の規定による求めがあったときは、正当な理由がないのに、これを拒んではならない。

(個人情報保護指針)

第四十三条 認定個人情報保護団体は、対象事業者の個人情報の適正な取扱いの確保のために、利用目的の特定、安全管理のための措置、本人の求めに応じる手続その他の事項に関し、この法律の規定の趣旨に沿った指針（以下「個人情報保護指針」という。）を作成し、公表するよう努めなければならない。

- 2 認定個人情報保護団体は、前項の規定により個人情報保護指針を公表したときは、対象事業者に対し、当該個人情報保護指針を遵守させるため必要な指導、勧告その他の措置をとるよう努めなければならない。

(目的外利用の禁止)

第四十四条 認定個人情報保護団体は、認定業務の実施に際して知り得た情報を認定業務の用に供する目的以外に利用してはならない。

(名称の使用制限)

第四十五条 認定個人情報保護団体でない者は、認定個人情報保護団体という名称又はこれに紛らわしい名称を用いてはならない。

(報告の徴収)

第四十六条 主務大臣は、この節の規定の施行に必要な限度において、認定個人情報保護団体に対し、認定業務に関し報告をさせることができる。

(命令)

第四十七条 主務大臣は、この節の規定の施行に必要な限度において、認定個人情報保護団体に対し、認定業務の実施の方法の改善、個人情報保護指針の変更その他の必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。

(認定の取消し)

第四十八条 主務大臣は、認定個人情報保護団体が次の各号のいずれかに該当するときは、その認定を取り消すことができる。

一 第三十八条第一号又は第三号に該当するに至ったとき。

二 第三十九条各号のいずれかに適合しなくなったとき。

三 第四十四条の規定に違反したとき。

四 前条の命令に従わないとき。

五 不正の手段により第三十七条第一項の認定を受けたとき。

2 主務大臣は、前項の規定により認定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

(主務大臣)

第四十九条 この節の規定における主務大臣は、次のとおりとする。ただし、内閣総理大臣は、この節の規定の円滑な実施のため必要があると認める場合は、第三十七条第一項の認定を受けようとする者のうち特定のものについて、特定の大員等を主務大臣に指定することができる。

一 設立について許可又は認可を受けている認定個人情報保護団体（第三十七条第一項の認定を受けようとする者を含む。次号において同じ。）については、その設立の許可又は認可をした大臣等

二 前号に掲げるもの以外の認定個人情報保護団体については、当該認定個人情報保護団体の対象事業者が行う事業を所管する大臣等

2 内閣総理大臣は、前項ただし書の規定により主務大臣を指定したときは、その旨を公示しなければならない。

第五章 雑則（省略）

第六章 罰則

第五十六条 第三十四条第二項又は第三項の規定による命令に違反した者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第五十七条 第三十二条又は第四十六条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

第五十八条 法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。）の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他

の従業者が、その法人又は人の業務に関して、前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

2 法人でない団体について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人が、その訴訟行為につき法人でない団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

第五十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の過料に処する。

一 第四十条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第四十五条の規定に違反した者

附則（省略）

2. 個人情報保護施行令

政令第五百七号

個人情報の保護に関する法律施行令

内閣は、個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第二条第二項第二号、第三項第四号及び第五項、第二十四条第一項第四号、第二十五条第一項、第二十九条第一項及び第三項、第三十七条第二項、第四十条第一項、第五十一条、第五十二条並びに第五十五条の規定に基づき、この政令を制定する。

（個人情報データベース等）

第一条 個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）第二条第二項第二号の政令で定めるものは、これに含まれる個人情報を一定の規則に従って整理することにより特定の個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成した情報の集合体であつて、目次、索引その他検索を容易にするためのものを有するものをいう。

（個人情報取扱事業者から除外される者）

第二条 法第二条第三項第五号の政令で定める者は、その事業の用に供する個人情報データベース等を構成する個人情報によって識別される特定の個人の数（当該個人情報データベース等の全部又は一部が他人の作成に係る個人情報データベース等で個人情報として氏名又は住所若しくは居所（地図上又は電子計算機の映像面上において住所又は居所の所在の場所を示す表示を含む。）若しくは電話番号のみが含まれる場合であつて、これを編集し、又は加工することなくその事業の用に供するときは、当該個人情報データベース等の全部又は一部を構成する個人情報によって識別される特定の個人の数を除く。）の合計が過去六月以内のいずれの日においても五千を超えない者とする。

（保有個人データから除外されるもの）

第三条 法第二条第五項の政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 当該個人データの存否が明らかになることにより、本人又は第三者の生命、身体又は財産に危害が及ぶおそれがあるもの
- 二 当該個人データの存否が明らかになることにより、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがあるもの
- 三 当該個人データの存否が明らかになることにより、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあるもの
- 四 当該個人データの存否が明らかになることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障が及ぶおそれがあるもの

（保有個人データから除外されるものの消去までの期間）

第四条 法第二条第五項の政令で定める期間は、六月とする。

（保有個人データの適正な取扱いの確保に関し必要な事

項）

第五条 法第二十四条第一項第四号の政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 当該個人情報取扱事業者が行う保有個人データの取扱いに関する苦情の申出先
- 二 当該個人情報取扱事業者が認定個人情報保護団体の対象事業者である場合にあっては、当該認定個人情報保護団体の名称及び苦情の解決の申出先

（個人情報取扱事業者が保有個人データを開示する方法）

第六条 法第二十五条第一項の政令で定める方法は、書面の交付による方法（開示の求めを行った者が同意した方法があるときは、当該方法）とする。

（開示等の求めを受け付ける方法）

第七条 法第二十九条第一項の規定により個人情報取扱事業者が開示等の求めを受け付ける方法として定めることができる事項は、次に掲げるとおりとする。

- 一 開示等の求めの申出先
- 二 開示等の求めに際して提出すべき書面（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録を含む。）の様式その他の開示等の求めの方式
- 三 開示等の求めをする者が本人又は次条に規定する代理人であることの確認の方法

四 法第三十条第一項の手数料の徴収方法

（開示等の求めをすることができる代理人）

第八条 法第二十九条第三項の規定により開示等の求めをすることができる代理人は、次に掲げる代理人とする。

- 一 未成年者又は成年被後見人の法定代理人
- 二 開示等の求めをすることにつき本人が委任した代理人

第九条から第十三条（省略）

附則（省略）

3. 国土交通省ガイドライン

国土交通省告示第千五百号

個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第八条の規定に基づき、個人情報の取扱いを確保するために国土交通省所管分野における事業者等が講ずべきガイドラインを次のように定める。

平成十六年十二月二日

国土交通大臣 北側 一雄

国土交通省所管分野における個人情報保護に関するガイドライン

（趣旨）

第一条 このガイドラインは、個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号。以下「法」という。）第七条第一項の規定に基づき定められた「個人情報の保護に関する基本方針」（平成十六年四月二日閣議決定）を受け、また、法第八条の規定に基づき、国土交通省が所管する分野及び法第三十六条第一項ただし書により指定を受けた分野（以下「国土交通省所管分野」という。）における事業者等が講ずべき措置について、その適切かつ有効な実施を図るために必要な事項を定めるものである。

（適用範囲）

第二条 このガイドラインは、国土交通省所管分野における事業者等が個人情報の適正な取扱いの確保に関して行う活動に対して適用する（次項及び第三項に規定する場合を除く）。

2 雇用管理（船員に係るものを除く。）に関しては、「雇用管理に関する個人情報の適正な取扱いを確保するために事業者が講ずべき措置に関する指針」（平成十六年厚生労働省告示第二百五十九号）によるものとする。

3 船員の雇用管理に関しては、「船員の雇用管理に関する個人情報の適正な取扱いを確保するために事業者が講ずべき措置に関する指針」（平成十六年国土交通省告示第千八百八十一号）によるものとする。

（定義）

第三条 このガイドラインにおいて、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

一 個人情報 生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。

二 個人情報データベース等 個人情報を含む情報の集合物であつて、次に掲げるものをいう。

イ 特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの

ロ 電子計算機を用いていない場合であっても、紙面で処理した個人情報を一定の規則（例えば、五十音順、年月日順等）に従って整理・分類することにより、特定の個人情報を容易に検索すること

ができるよう、目次、索引、符号等を付し、他人によつても容易に検索可能な状態に置いているもの

三 個人情報取扱事業者 個人情報データベース等を事業の用に供している者をいう。ただし、次に掲げる者を除く。

イ 国の機関

ロ 地方公共団体

ハ 独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十九号）第二条第一項に規定する独立行政法人等

ニ 地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人

ホ その事業の用に供する個人情報データベース等を構成する個人情報によつて識別される特定の個人の数（当該個人情報データベース等の全部又は一部が他人の作成に係る個人情報データベース等で個人情報として氏名又は住所若しくは居所（地図上又は電子計算機の映像面上において住所又は居所の所在の場所を示す表示を含む。）若しくは電話番号のみが含まれる場合であつて、これを編集し、又は加工することなくその事業の用に供するときは、当該個人情報データベース等の全部又は一部を構成する個人情報によつて識別される特定の個人の数を除く。）の合計が過去六ヶ月以内のいずれの日においても五千を超えない者

四 個人データ 個人情報データベース等を構成する個人情報をいう。

五 保有個人データ 個人情報取扱事業者が、開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止を行うことができる権限を有する個人データをいう。ただし、次のイ又はロの場合を除く。

イ 当該個人データの存否が明らかになることにより公益その他の利益が害されるものとして、次に掲げるもの。

（一）本人又は第三者の生命、身体又は財産に危害が及ぶおそれがあるもの

（二）違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがあるもの

（三）国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあるもの

（四）犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障が及ぶおそれがあるもの

ロ 六ヶ月以内に消去する（更新することは除く。）こととなるもの。

六 本人 個人情報によつて識別される特定の個人をいう。

（利用目的の特定）

Ⅳ 個人情報保護に関する参考資料

第四条 個人情報取扱事業者は、個人情報を取り扱うに当たっては、その利用の目的（以下「利用目的」という。）をできる限り特定しなければならない。

2 個人情報取扱事業者は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。

（取得に際しての利用目的の通知等）

第五条 個人情報取扱事業者は、個人情報を取得した場合は、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかに、その利用目的を、本人に通知し、又は公表しなければならない。

2 個人情報取扱事業者は、前項の規定にかかわらず、本人との間で契約を締結することに伴って契約書その他の書面（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録を含む。以下この項において同じ。）に記載された当該本人の個人情報を取得する場合その他本人から直接書面に記載された当該本人の個人情報を取得する場合は、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。ただし、人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要がある場合は、この限りでない。

3 個人情報取扱事業者は、利用目的を変更した場合は、変更された利用目的について、本人に通知し、又は公表しなければならない。

4 前三項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。

一 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合

二 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該個人情報取扱事業者の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合

三 国の機関又は地方公共団体が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

四 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められる場合

（利用目的による制限）

第六条 個人情報取扱事業者は、あらかじめ本人の同意を得ないで、第四条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

2 個人情報取扱事業者は、合併その他の事由により他の個人情報取扱事業者から事業を承継することに伴って個人情報を取得した場合は、あらかじめ本人の同意を得ないで、承継前における当該個人情報の利用目的の達成に必要な範囲を超えて、当該個人情報を取り扱ってはならない。

3 前二項の規定は、次に掲げる場合については、適用

しない。

一 法令に基づく場合

二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

三 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

四 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

（適正な取得）

第七条 個人情報取扱事業者は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。

（データ内容の正確性の確保）

第八条 個人情報取扱事業者は、利用目的の達成に必要な範囲内において、個人データを正確かつ最新の内容に保つよう努めなければならない。

（安全管理措置）

第九条 個人情報取扱事業者は、その取り扱う個人データの漏えい、滅失又はき損（以下「漏えい等」という。）の防止その他の個人データの安全管理のため、組織的、人的、物理的及び技術的安全管理措置を講じなければならない。その際、本人の個人データが漏えい等をした場合に本人が被る権利利益の侵害の大きさを考慮し、必要かつ適切な措置を講じるものとする。

2 個人情報取扱事業者は、組織的安全管理のために次に掲げる事項について措置を講ずるよう努めるものとする。

一 個人情報保護管理者の設置

二 個人データの安全管理措置を講じるための組織体制の整備

三 個人データの安全管理措置を定める規程等の整備と規程等に従った運用

四 個人データ取扱台帳の整備

五 個人データの安全管理措置の評価、見直し及び改善

六 事故又は違反への対処について手続きの策定

3 個人情報取扱事業者は、人的安全管理のために次に掲げる事項について措置を講ずるよう努めるものとする。

一 従業員の雇用及び委託契約時における非開示契約の締結

二 従業員に対する教育、啓発の実施

4 個人情報取扱事業者は、物理的安全管理のために次に掲げる事項について措置を講ずるよう努めるものとする。

一 入退館（室）管理の実施

二 盗難等に対する対策

三 機器、装置等の物理的な保護

5 個人情報取扱事業者は、技術的安全管理のために次に掲げる事項について措置を講ずるよう努めるものとする。

- 一 個人データへのアクセスにおける識別と認証
- 二 個人データへのアクセス制御
- 三 個人データへのアクセス権限の管理
- 四 個人データのアクセスの記録
- 五 個人データを取り扱う情報システムに対する不正ソフトウェア対策
- 六 個人データの移送・通信時の対策
- 七 個人データを取り扱う情報システムの動作確認時の対策
- 八 個人データを取り扱う情報システムの監視

(従業者の監督)

第十条 個人情報取扱事業者は、その従業者に個人データを取り扱わせるに当たっては、当該個人データの安全管理が図られるよう、当該従業者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(委託先の監督)

第十一条 個人情報取扱事業者は、個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合は、その取扱いを委託された個人データの安全管理が図られるよう、委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

2 個人情報取扱事業者は、個人情報の保護について十分な措置を講じている者を委託先として選定するための基準を設けるよう努めるものとする。

3 個人情報取扱事業者は、前項の規定を遵守するために次に掲げる事項について委託契約時に明確化に努めるものとする。

一 個人データの安全管理に関する事項。例えば次に掲げる事項。

イ 個人データの漏えい等の防止、盗用の禁止に関する事項

ロ 委託契約範囲外の加工、利用の禁止

ハ 委託契約範囲外の複写、複製の禁止

ニ 委託処理期間

ホ 委託処理終了後の個人データの返還・消去・破壊に関する事項

二 個人データの取扱いの再委託を行うに当たっての委託元への報告とその方法

三 個人データの取扱い状況に関する委託者への報告の内容及び頻度

四 委託契約の内容、期間が遵守されていることの確認

五 委託契約の内容、期間が遵守されなかった場合の措置

六 個人データの漏えい等の事故が発生した場合の報告・連絡に関する事項

七 個人データの漏えい等の事故が発生した場合における委託元と委託先の責任の範囲

(第三者提供の制限)

第十二条 個人情報取扱事業者は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。

一 法令に基づく場合

二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

三 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

四 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

2 個人情報取扱事業者は、第三者に提供される個人データについて、本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止することとしている場合であって、次に掲げる事項について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているときは、前項の規定にかかわらず、当該個人データを第三者に提供することができる。

一 第三者への提供を利用目的とすること。

二 第三者に提供される個人データの項目

三 第三者への提供の手段又は方法。

四 本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止すること。

3 個人情報取扱事業者は、前項第二号又は第三号に掲げる事項を変更する場合は、変更する内容について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければならない。

4 次に掲げる場合において、当該個人データの提供を受ける者は、前三項の規定の適用については、第三者に該当しないものとする。

一 個人情報取扱事業者が利用目的の達成に必要な範囲内において個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合

二 合併その他の事由による事業の承継に伴って個人データが提供される場合

三 個人データを特定の者との間で共同して利用する場合であって、その旨並びに共同して利用される個人データの項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的及び当該個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているとき。

5 個人情報取扱事業者は、前項第三号に規定する利用する者の利用目的又は個人データの管理について責任を有する者の氏名若しくは名称を変更する場合は、変更する内容について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなくてはならない。

IV 個人情報保護に関する参考資料

(保有個人データに関する事項の公表等)

第十三条 個人情報取扱事業者は、保有個人データに関し、次に掲げる事項について、本人の知り得る状態（本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。）に置かなければならない。

一 当該個人情報取扱事業者の氏名又は名称

二 すべての保有個人データの利用目的（第五条第四項第一号から第三号までに該当する場合を除く。）

三 次項、次条第一項、第十五条第一項又は第十六条第一項若しくは第二項の規定による求めに応じる手続（第十九条第二項の規定により手数料の額を定めたときは、その手数料の額を含む。）

四 前三号に掲げるもののほか、保有個人データの適正な取扱いの確保に関し必要な事項として次に掲げるもの。

イ 当該個人情報取扱事業者が行う保有個人データの取扱いに関する苦情の申出先

ロ 当該個人情報取扱事業者が認定個人情報保護団体の対象事業者である場合にあっては、当該認定個人情報保護団体の名称及び苦情の解決の申出先

2 個人情報取扱事業者は、本人から、当該本人が識別される保有個人データの利用目的の通知を求められたときは、本人に対し、遅滞なく、これを通知しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

一 前項の規定により当該本人が識別される保有個人データの利用目的が明らかな場合

二 第五条第四項第一号から第三号までに該当する場合

3 個人情報取扱事業者は、前項の規定に基づき求められた保有個人データの利用目的を通知しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

(開示)

第十四条 個人情報取扱事業者は、本人から、当該本人が識別される保有個人データの開示（当該本人が識別される保有個人データが存在しないときにその旨を知らせることを含む。以下同じ。）を求められたときは、本人に対し、書面の交付（開示の求めを行った者が同意した方法があるときは、当該方法）により、遅滞なく、当該保有個人データを開示しなければならない。ただし、開示することにより次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を開示しないことができる。

一 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合

二 当該個人情報取扱事業者の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合

三 他の法令に違反することとなる場合

2 個人情報取扱事業者は、前項の規定に基づき求められた保有個人データの全部又は一部について開示しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、そ

の旨を通知しなければならない。

3 他の法令の規定により、本人に対し第一項本文に規定する方法に相当する方法により当該本人が識別される保有個人データの全部又は一部を開示することとされている場合には、当該全部又は一部の保有個人データについては、同項の規定は、適用しない。

(訂正等)

第十五条 個人情報取扱事業者は、本人から、当該本人が識別される保有個人データの内容が事実でないという理由によって当該保有個人データの内容の訂正、追加又は削除（以下この条において「訂正等」という。）を求められた場合には、その内容の訂正等に関して他の法令の規定により特別の手続が定められている場合を除き、利用目的の達成に必要な範囲内において、遅滞なく必要な調査を行い、その結果に基づき、当該保有個人データの内容の訂正等を行わなければならない。

2 個人情報取扱事業者は、前項の規定に基づき求められた保有個人データの内容の全部若しくは一部について訂正等を行ったとき、又は訂正等を行わない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨（訂正等を行ったときは、その内容を含む。）を通知しなければならない。

(利用停止等)

第十六条 個人情報取扱事業者は、本人から、当該本人が識別される保有個人データが第六条の規定に違反して取り扱われているという理由又は第七条の規定に違反して取得されたものであるという理由によって、当該保有個人データの利用の停止又は消去（以下この条において「利用停止等」という。）を求められた場合であって、その求めに理由があることが判明したときは、違反を是正するために必要な限度で、遅滞なく、当該保有個人データの利用停止等を行わなければならない。ただし、当該保有個人データの利用停止等に多額の費用を要する場合その他の利用停止等を行うことが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。

2 個人情報取扱事業者は、本人から、当該本人が識別される保有個人データが第十二条第一項の規定に違反して第三者に提供されているという理由によって、当該保有個人データの第三者への提供の停止を求められた場合であって、その求めに理由があることが判明したときは、遅滞なく、当該保有個人データの第三者への提供を停止しなければならない。ただし、当該保有個人データの第三者への提供の停止に多額の費用を要する場合その他の第三者への提供を停止することが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。

3 個人情報取扱事業者は、第一項の規定に基づき求められた保有個人データの全部若しくは一部について利

用停止等を行ったとき若しくは利用停止等を行わない旨の決定をしたとき、又は前項の規定に基づき求められた保有個人データの全部若しくは一部について第三者への提供を停止したとき若しくは第三者への提供を停止しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

(理由の説明)

第十七条 個人情報取扱事業者は、第十三条第三項、第十四条第二項、第十五条第二項又は前条第三項の規定により、本人から求められた措置の全部又は一部について、その措置をとらない旨を通知する場合又はその措置と異なる措置をとる旨を通知する場合は、本人に対し、その理由を説明するよう努めなければならない。

(開示等の求めに応じる手続)

第十八条 個人情報取扱事業者は、第十三条第二項、第十四条第一項、第十五条第一項又は第十六条第一項若しくは第二項の規定による求め（以下この条において「開示等の求め」という。）に関し、次の各号に掲げるとおり、その求めを受け付ける方法を定めることができる。この場合において、本人は、当該方法に従って、開示等の求めを行わなければならない。

一 開示等の求めの申出先

二 開示等の求めに際して提出すべき書面（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録を含む。）の様式その他の開示等の求めの方式

三 開示等の求めをする者が本人又は第三項に規定する代理人であることの確認方法

四 第十九条第一項の手数料の徴収方法

2 個人情報取扱事業者は、本人に対し、開示等の求めに関し、その対象となる保有個人データを特定するに足りる事項の提示を求めることができる。この場合において、個人情報取扱事業者は、本人が容易かつ確に開示等の求めをすることができるよう、当該保有個人データの特定するに資する情報の提供その他本人の利便を考慮した適切な措置をとらなければならない。

3 開示等の求めは、次に掲げる代理人によってすることができる。

一 未成年者又は成年被後見人の法定代理人

二 開示等の求めをするにつき本人が委任した代理人

4 個人情報取扱事業者は、前三項の規定に基づき開示等の求めに応じる手続きを定めるに当たっては、本人に過重な負担を課するものとならないよう配慮しなければならない。

(手数料)

第十九条 個人情報取扱事業者は、第十三条第二項の規定による利用目的の通知又は第十四条第一項の規定による開示を求められたときは、当該措置の実施に関し、手数料を徴収することができる。

2 個人情報取扱事業者は、前項の規定により手数料を徴収する場合は、実費を勘案して合理的であると認め

られる範囲内において、その手数料の額を定めなければならない。

(個人情報取扱事業者による苦情の処理)

第二十条 個人情報取扱事業者は、個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

2 個人情報取扱事業者は、前項の目的を達成するために必要な体制の整備に努めなければならない。

(漏えい等が発生した場合の対応)

第二十一条 個人情報取扱事業者は、個人データの漏えい等が発生した場合は、事実関係を本人に速やかに通知するものとする。

2 個人情報取扱事業者は、個人データの漏えい等が発生した場合は、二次被害の防止、類似事案の発生回避等の観点から、可能な限り事実関係等を公表するものとする。

3 個人情報取扱事業者は、個人データの漏えい等が発生した場合は事実関係を国土交通省に直ちに報告するものとする。

附則

(施行期日)

第一条 このガイドラインは平成十七年四月一日より適用する。

(個人情報取扱事業者以外の事業者等による個人情報の取扱い)

第二条 国土交通省所管分野における事業者等であって、個人情報を取り扱うもののうち、第三条第三号ホの規定により個人情報取扱事業者に該当しないとされるものについても、このガイドラインに準じて、その適正な取扱いの確保に努めるものとする。

(個人情報取扱事業者による措置)

第三条 個人情報取扱事業者は、必要があると認めるときは、このガイドラインの趣旨を踏まえ、各分野における事情を勘案した指針等を作成、公表し、これを遵守するよう努めるものとする。

(見直し)

第四条 このガイドラインは、社会情勢の変化、国民の意識の変化、技術動向の変化等諸環境の変化を踏まえて見直しを図られるものとする。

MEMO

トラック運送事業者のための
個人情報保護法ハンドブック

2005年5月



社団
法人

全日本トラック協会

〒163-1519 東京都新宿区西新宿1丁目6番1号
新宿エルタワー19階 TEL. 03(5323)7109(代)
ホームページ <http://www.jta.or.jp>

日本路線トラック連盟

〒105-0014 東京都港区芝2丁目29番11号
高浦ビル8階 TEL. 03(3769)5581(代)
ホームページ <http://www.rosen-renmei.jp>